

パリ講和会議と日本のマスメディア

玉井研究会

- 序章
- 一 会議に至るまでの議論
 - 二 南洋諸島問題
 - 三 人種差別撤廃問題
 - 四 山東問題
 - 五 国際連盟及び会議全体への評価
 - 六 風刺画、和歌・漢詩及び広告
- 結語

序章

大正八（一九一九）年一月に開会したパリ講和会議は、四年余にも及んだ第一次世界大戦の結末をつけるべく行われた国際会議である。日本は戦勝国の一員としてこの会議に臨んだが、そこで世界が

新しい国際秩序へと変容しつつあるという現実直面することとなり、国際連盟設立もその一つであった。この転換点とも言うべきパリ講和会議において、日本は何を経験したのであろうか。大正期から昭和に至るまでの日本を考える上でも、このことを明らかにする意義は大きい。

本論は、このパリ講和会議において日本が直接的に関わることとなった、南洋諸島委任統治問題、人種的差別撤廃問題、山東問題、国際連盟設立問題を取り上げて、当時の新聞および雑誌において見られる国内観や対外認識を考察したものである。日本が会議に向けて期待したもの、それが会議を通じて失望に至るまでの過程と背景をマスメディアという側面から跡付けていこうとするものである。

ところで当時の国内世論に関する代表的な研究としては岡義武による考察があり、ここでは日本の同会議に寄せる関心は世界平和実現のための新理念よりも国益の追求に向けられていたことが指摘さ

れている。このような指摘は興味深いものではあるが、その検証は、対象としている新聞、雑誌の資料的広がりにおいて、個別問題をめぐる反応の吟味において、必ずしも十分なものは言い難い。

したがって本論では、当時の新聞、雑誌をより広く調査対象とし、社説や論説だけでなく、コラムや広告、風刺画にも焦点を当てた。加えて、特に山東問題に関しては英米の新聞からの日本に対する客観的な見解も考察に取り入れた。先行研究においては吉野作造のよいうな大正デモクラシーを代表とする知識人の言論を中心に取り上げて考察が進められてきたが、ここではより多面的で網羅的な考察を目指している。

調査対象とした時期は、講和会議へ向けた本格的な準備が始まり、会議が意識され始めた大正七（一九一八年）一〇月からヴェルサイユ講和条約調印に対する反応がほぼ収束した大正八年七月末までとした。調査に用いた資料は、『大阪朝日新聞』（大朝）、『大阪毎日新聞』（大毎）、『国民新聞』（国民）、『時事新報』（時事）、『中央新聞』（中央）、『東京朝日新聞』（東朝）、『東京日日新聞』（東日）、『報知新聞』（報知）、『都新聞』（都）、『読売新聞』（読売）、『萬朝報』（萬朝）、『The New York Times』（NYT）、『The Times』（Times）、『亜細亞時報』（亜細亞）、『外交時報』（外時）、『改造』（改造）、『解放』（大日本）、『太陽』（中央公論）（中公）、『中外』（東京経済雑誌）（東京経済）、『東方時論』（東時）、『東洋経済新報』（東洋経済）、『日本及日本人』（雄弁）、『我等』の当時の有力二七紙誌である。また、原則として引用文中の旧漢字は新漢字に改め、

に、国際連盟が将来欧米列強をはじめとする白色人種間の取引の場となるのではないかとの危惧を抱かせた。このため、成立間もない原敬内閣は、国際連盟の成立に対しては消極的立場を取ることを、連盟成立の場合には人種的偏見を防止する保障を得ることをわが国の講和方針とした。それ以外の交渉について、日本政府は全権に対して、南洋門下ドイツ領処分割譲・山東省利権の譲渡を具体的に要求すること、一、日本に直接関係のない講和条件には特に容喙せず必要に応じて発言すること、二、連合国と共通の利害関係を有する点については大勢と歩調を共にすることを訓令した。すなわち、日本政府は最大の関心事である山東及び南洋諸島の領有以外の問題については発言機会を失わない範囲で大勢順応主義の方針を取ることと決定したのである。会議には西園寺公望を名譽的な代表とし、交渉実務担当に牧野伸顕を据え、これに珍田捨巳駐英大使、松井慶四郎駐仏大使、伊集院彦吉駐伊大使らが随行、総勢六四名の全権団が派遣された。

講和会議は大正八（一九一九）年一月一八日に開会した。会議開催に先立ち、英、米、仏、伊四国間の協議によって日本はいわゆる五大国（Big Five）として処遇されることになった。会議の運営は五大国の代表各二名から成る連合国最高会議（Council of Four、五大国会議、一〇人会議）によって行われ、ここにおいて本会議の最大の焦点である国際連盟の設立も承認された。

この後、三月下旬には連盟規約起草の審議を促進するためとして、英、米、仏、伊四国の首席全権による非公式討議（Council of Four、

旧仮名遣いはそのまま引用した。

以下、パリ講和会議において日本がヴェルサイユ講和条約調印に至るまでの経緯について概略を述べていく。

大正三（一九一四年）七月二十八日、サラエボ事件を契機として第一次世界大戦が勃発した。わが国はこれを「天祐」「千載一遇の好機」と捉えた。欧州で戦争が勃発し、列強の関心が逸れている機に乗じて、中国進出競争における遅れを挽回することができるとはなにか、というのである。この任にあたることとなった政府、第二次大隈重信内閣は同年八月二三日、日英同盟を根拠にドイツに宣戦を布告、当初の攻略目標であった膠州湾・青島に加えて、その西方に位置する山東鉄道全線、さらには赤道以北のドイツ領太平洋諸島（マーシャル、マリアナ、カロライン諸島）をも制圧した。

翌大正四（一九一五年）年、極東地域における戦闘が一段落したことを受けて日本政府は中国における利権拡張を明示的にすべく、北京政府に対していわゆる「二一カ条の要求」を提示、これを受諾させた。続く寺内正毅内閣は大正六（一九一七年）イギリス、フランス、ロシア、イタリアとの間に秘密協定を結び、中国における特殊権益を承認させることに成功し、加えて日米間においても石井・ランシング協定を締結することで、その国際的な承認を日前的ものとした。しかし、大正七（一九一八年）一月にアメリカのウィルソン大統領がいわゆる「一四カ条の宣言」を行った。その主なものは秘密外交の廃止、海洋自由の原則、関税障壁の撤廃、植民地処分などであった。中でも、とりわけ国際連盟の創設を熱心に主張したことは、わが國

首相會議、四人會議、四頭會議が設置された。同會議の議決確定には日本の同意が必要とされたが、この時点で日本は実質的に蚊帳の外に置かれる形となり、イタリアの時脱退により英米仏主導の會議が形成されることとなった。

上述の通り、日本全権の目的は赤道以北の旧ドイツ南洋諸島の割譲、人種的差別の撤廃の提案、そして膠州湾及び山東半島の各種利権獲得の三点であった。會議開始当初の議論は旧ドイツ植民地の処分問題を中心に進められた。日本は膠州湾及び山東におけるドイツ利権の譲渡、赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島の併合を主張し、フランスやオーストラリアも同様にドイツ領植民地の併合を主張した。しかし、會議の主導権を握るウィルソンは自ら主張した「一四カ条の原則と対立する」という見地から、領土併合要求とそれを保障した各国間の秘密協定を認めない姿勢をとり、旧ドイツ植民地を国際連盟の管理下に置いて委任統治を行うことを主張した。両論対立の結果、委任統治地域を、A・B・Cの三級に分けて段階的な統治を実施することで妥協がなされ、南洋諸島は委任領土の一部分として同国の法律下で施政を行うC式とされた。こうして南洋諸島は日本の領土となったものの、国際連盟規約によってこの地を軍事利用することには一定の制限が設けられた。その背景には、日本がこの地を軍事的に利用することは、アメリカにとって好ましくないというウィルソンらの認識があった。

他方、国際連盟の創設に向けた規約制定も進んでいた。これに対して日本は、如上の方針に従って人種差別防止に向けた試みを行う。

二月一三日、連盟規約制定過程において、牧野全権は第二一条(信教の平等)に人種国籍による差別待遇排除の規定を挿入することを提案した。同案は有色人種国、少数民族の支持を得たが、移民問題を抱えるアメリカ、イギリス、オーストラリアが強く反対したことにより撤回を余儀なくされた。しかし日本はこれをあきらめず、四月一日、人種平等の原則を連盟規約の前文に入れるよう再提案する。評決では賛成一、反対六と賛成票が上回ったものの、全会一致が必要というウィルソンの裁定により同案は不採択となった。日本全権は同日の陳述及び賛否の数を議事録に収録することで自らの主張を後世に残すに留まった。

人種平等案が不採択となった後、会議は日本が最重要視していた山東問題を巡って紛糾する。日本側は、各国との二国間交渉の成果などを根拠に山東省のドイツ権益の譲渡並びに青島に専管居留地を設定することを要求した。これに対して中国側は、日中条約が強圧によるものであったこと、中国自身が参戦に際しドイツ権益の放棄を宣言したことを理由に拒否した。英仏両国は秘密協定に基づき日本の主張を支持したものの、アメリカが中国に同情的な姿勢を取ったことから、協議は行き詰まりをみせた。しかし、先にイタリアがファイウメ問題の処理を不満として会議から脱退したことに続いて日本が脱退する場合には、国際連盟創設の計画が挫折してしまうことが危惧された。このためアメリカが方針を転換し、四月三〇日、日本側の主張を受け入れられることとなった。中国はこれに強い不満を表明し調印を拒否した。これを機に中国国内では反日運動が拡大、

五・四運動が全国で展開されることとなる。

こうして六月二八日、ドイツと連合国との間に「同盟連合国とドイツ国との平和条約」が調印されパリ講和会議は閉会した。日本はこの会議において、所期の目的を達成することはできなかった。南洋諸島の領有権は軍備制限付きの委任統治に留まり、人種平等案については妥協と譲歩を重ねながらも、成案を得ることができなかった。そして、最大の関心事であった膠州湾及び山東利権は協議不調のためワシントン会議に持ち越されることになり、日中、さらには日米関係の悪化を誘発した。講和会議は国内外に様々な反響を生み、日本外交に新たな課題を残すこととなったのである。

一 会議に至るまでの議論

はじめに

日英同盟を理由に第一次世界大戦に参加した日本はドイツのアジアにおける根拠地を占領したが、軍事行動は小規模でかつ、被害は軽微に止まった。一方、ヨーロッパ諸国では未曾有の被害をもたらし戦争によって、平和を強く求める機運が高まっていた。講和会議はかかるムードの中、パリにおいて開かれることになる。本章では講和会議開始前における新聞雑誌の論調を、とりわけ注目を集めた講和会議の位置付け、国際連盟の設立、日本の要求内容、講和大使の人選に重点を置いて分析する。

(一) 講和会議の位置付け

まずは講和会議の位置付け、つまり目的であるが、これに関しては大多数の新聞、雑誌が従来の講和会議とは全く異なる広汎なものになるとの見通しを共有していた。例えば「大朝」は、会議には「戦争終結に関する条件の決定に対する会議」と「世界恒久平和確保に関する会議」という二つの側面があると述べている。また吉野作造も「中公」において「今度の講和会議は単に利害の調節のみを以て終はるものではない。否、寧ろ之は付随の事業ともいふべきものであつて、主として攻究せらるるものは、永久平和の保障を目的とする世界改造の問題でなければならない」と述べている。つまり、従来の戦争処理のみの講和会議とは異なり、本会議は世界永久平和を確立する会議でもあるという認識が広く浸透していたのである。

(二) 国際連盟に関して

会議前に主として論じられたのは国際連盟についてであった。講和会議の基本方針はウィルソンが唱えた「四カ条の原則」であり、そのため日本でも国際連盟についての議論が盛んとなった。同時に民族自決、軍備制限などの問題もそれに付随するものとして論じられた。以下、まずこの二つの視点から国際連盟がどのように論じられたのかを検証した上で、国際連盟に対する講和会議前の論調をまとめることにする。

まず国際連盟の設立に対する見解であるが、多数の新聞、雑誌は

世界平和を確立するものとして肯定的な評価を下している。例えば林毅陸は、国際連盟は理想家の空論ではなく、勢力均衡主義に代わる国際平和保障策として大きな価値を有すと述べ、国際連盟設立を支持している。また「時事」は、国際連盟により直ちに戦争はなくなるのではないながらも、現行のシステムよりは戦争の危険性を減少させるだろうと、国際連盟の設立が平和の助けになると期待を抱いている。もちろんこの時期に国際連盟の設立自体を否定する記事もあり、例えば田中幸一郎は「外時」において、国際連盟の思想は民族主義と根本的に相容れず、たとえ設立されても國家衝突の機会を増やすだけであると述べ、国際連盟自体に何ら意義はないとする。しかし連盟の設立に反対している記事はこの時期ほとんど見られず、国際連盟は人類が目指すべき理想的機関であるとの論が主流である。このため国際連盟の果たすべき役割については期待が寄せられている。例えば「國民」は「米國大統領の國際連盟に依りて今後の平和を維持せんとする案が世界の形勢に照して合理的のみならず日本の現状に照して極力之を支持することを以て適當なり」と国際連盟こそ世界の平和を達成するものだとして述べている。しかしこのように連盟を無条件に賛美する記事は少なく、むしろ国際連盟が世界平和を保障しうるものとなるための条件を論ずるものが目立つ。その条件として論じられているものは主に、人種的差別待遇の撤廃、軍備制限、経済的障壁の撤廃、海洋の自由、国際連盟裁判所の設置、強制力としての国際連盟軍の創設、経済的競争の制限などである。ここで注目すべきは、これらの条件が実現されないまま国際連盟が成

立した場合についての議論である。例えば「大毎」は社説において、もし人種的差別が撤廃されないならば「国際連盟も、世界平和も、亦欧米白人の利益擁護の手段たらんのみ」と述べている。このように世界平和を達成しうるのでないかという連盟への期待は、一方でこれが欧米列強の利益擁護の機関になるのではないかという不安と背中合わせであり、容易に失望に容れられる可能性を含んでいたのである。事実この時期に「大毎」が社説で、国際連盟は「白人のため白人のための私利的平和を保つが為に十億近くのア細亜民族を犠牲に供せんとするもの」であると述べているように、不信感を露にしているものも少数ではあるが見受けられる。実に期待と不安のパラドクスは不安定なものであった。また「報知」が国際連盟は「実行せんとせば幾多の矛盾抵触及利害関係の衝突起るべし」とその実行性に疑問を呈しているように、国際連盟はあくまで理想であって、実際は各国の思惑がぶつかり成立しない、もしくは成立しても表面上の平和しか実現されないという主張をいくつも見ることが出来る。

より具体的な国益論の観点から国際連盟の役割を見出すものも少数ではあるが見受けられる。例えば、憲政会の顧問である武富時敏は国際連盟と軍備制限について、日本は経済的に英米と軍拡競争をすることはできないのであるから、国際連盟によって軍備制限が可能であるなら、英米の軍備を制限しうることから日本にとって望ましいと論じている。国際連盟がもたらすであろう経済上、軍備上の効果も、具体的な国益として見逃せない点であった。

なお、岡義武は「国際連盟に関する新聞・雑誌の論調を通じて注

の設立を求めなければならないという前向きな意見がこの問題に対する主たる論調である。

三 日本 の 要求 内容

次に、講和会議に向けた日本の具体的な要求事項についての論議を分析する。序章で述べたように、日本政府は講和会議へ臨むにあたり①赤道以北のドイツ領南洋諸島の割譲、②山東省におけるドイツ諸権利の譲渡、③人種的偏見の撤廃を要求し、その他の問題に関しては大勢に順応することに決定した。この講和方針に対しては主として政府支持が多数であった。以下、これを詳しく見ていく。

人種的偏見の撤廃は大半が支持を示している。国際連盟、もしくは一四カ条の原則の延長として、つまり、正義人道を標榜する国際連盟の主旨から要求して当然である、人種差別的撤廃こそが世界の永久平和実現の根本であるというのがこの主たる論理である。人種的差別撤廃は当然であるといった記事が多い中、異彩を放つのが「読売」の掲げた、以下の社説である。同紙は「人種的差別待遇を廃することの如きもウィルソン氏の宣言の精神中に包含せらるるものなり。然れどもいかに理性に富み又寛大なる品性を具ふる米国人と雖、少しも人種的觀念に支配せられざる迄には未だ進歩し居らざるべきを以て、この問題を以て日本人はウィルソン氏を困難なる地位に置かざるの注意を為すを要す。大なる平和に欲せんと欲せば多少の我慢は為さざる可らず」とアメリカの世論状況を踏まえた上で、人種平等に固執するよりも、世界平和という大目的の達成がより重

意をひくことは、この国際平和機構に強い期待を寄せたものは少なくて、樹立される国際連盟によって日本帝国主義の将来が大きく拘束されることを危惧する論がむしろ散見される」と述べているが、会議前に関して言えばこれは正確ではない。確かに氏が指摘するように日本の行動が拘束されるという論は散見される。しかし今まで見てきたように、国際連盟を語るとき「日本帝国主義の将来」すなわち自国のみの膨張的發展という観点から国際連盟を見るものはごく少数なのである。「東朝」が「国際連盟の思想が今日の国際関係を規定すべき中核的要求とならんとしつつあることは争ふべからざる事実である」と述べているように、講和会議前の段階における論点は、日本帝国発展との関係より、それが世界の平和を実現し得るか否かに集中していた。

以上見てきた論調を統括するものとして次の二つの記事を引用したい。第一は「国際連盟に関する問題の困難を認むる」と言いつつも「また明敏な大統領（ウィルソン）が必ず十分の努力に依りて萬難を排し有効なる種類の国際連盟を実現す可きを確信し且希望せずんばあらざる也」と結んでいる「東朝」の社説である。もう一つは「国際連盟も、海洋の白山も、其根本主義に対しては何人も歓迎せざるなし。（中略）ただ其適用が実際と公正適切な接合を為し得るや否かを問ふべきのみ」とする「大毎」の社説である。この二つの社説が示すように、国際連盟の設立に対しては世界平和を確立し得るものとして支持するが、その実現には幾多の困難があり、満たされなければならない条件がある、だが悲観的にならず国際連盟

要であると言目的な人種差別撤廃強行の潮流に対して警鐘を鳴らし

ている。

占領地の処理については、その問題の多岐性を反映して、議論も複雑であった。以下、ドイツ領南洋諸島の割譲と山東省におけるドイツ諸権利の継承について見ていくが、議論を理解するために、まず両地域が日本に占領されるまでの経緯を確認しておきたい。日本は一九一四年八月二三日ドイツに宣戦し、一〇月初旬に海軍が赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領、一月七日には陸軍が山東の中心である青島を攻略した。日本は大戦中から講和会議でこの二地域における日本の主張を支持するよう列国と協議を重ね、遂に英仏露伊から協約を得た上、中国に対しても、第二次大隈内閣が山東半島のドイツ諸権利の継承を含む二一カ条の要求を認めさせ、日中条約によって中国政府は山東省におけるドイツ諸権利の一切を日独間協定に委ねることになるが、膠州湾租借地（青島）は戦後中国に返還することになった。

こうした講和会議前の段階では、これらの利権は当然日本に帰すものと考えられていた。まずドイツ領南洋諸島の割譲に対しては日本が領有するのが当然であるという論調が大勢を占めた。例えば「東日」は社説において、日本の帝国艦隊が南洋警備にあたり南洋諸島を占領していることから、日本の力が無ければ東洋の平和は維持することができず、欧米は日本が永久に南洋諸島を占領することに文句はないはずだ、と述べている。このように南洋諸島領有を正当化する論理として「東洋の平和」を挙げるものが多く見られる。

その他、参戦の見返りとして当然である、軍事的に他國に占領されると危険であるといったことが理由として挙げられ、経済的な理由を挙げるものはあまり見られなかった。山東省におけるドイツ利権の継承についても南洋諸島問題と同様に「東洋の平和」のために参戦したのだから、その見返りとして日本がその利権の継承を要求する権利は当然あるという論が見られるが、会議前は山東利権継承に關しては問題が顕在化しておらず、その数は少ない。つまり山東利権の継承に關しては会議で問題になるとは考えられていなかったのである。

この二つの要求に対し政府の方針を支持するものが多い中、世界の大勢を敏感に感じ取り、「新外交」の立場から論ずるこうした意見もいくつも見ることが出来る。例えば澤柳政太郎は「東朝」において、日本は無併合、無賠償、民族自決を認め青島、南洋諸島にも適応して処分すべきだと述べている。しかし、こうした意見はあくまで少数派である。

以上のように政府の方針とは異なる主張が若干あるものの、ドイツ領南洋諸島の割譲と山東省におけるドイツ利権の継承に關しては、講和会議前の論調は政府支持ではほぼ一致していたといえる。

なおシベリアの扱いについて、南洋諸島問題や山東半島問題と同等もしくはそれ以上に論じられていることは指摘しておく必要がある。例えば「國民」は、南洋諸島は細事として不要であると主張した記事において唯、シベリアは必要であるとしている。また「報知」は「支那及西伯利に対する我の利害は、國家の存立に關する重

大問題なり。(中略)我はこの二方面に対し、相當の地歩を占むる必要あり」とまで述べている。シベリアでの特殊な地位を要求する理由として、「東洋の平和」に責任がある日本が、同地の治安を維持するために必要とする、やや抽象的なものから、シベリアに他國の勢力が浸透した場合には日本の生存に關わるので先にこれを確保すべきという具体的なものがあつた。日本の國防にとってシベリアがいかに重要視されていたかを思わせ、注目すべき点である。

(四) 講和大使の人选

最後に講和大使の人选についての論調を検討する。まず、講和大使には主に二つの資質が求められていた。第一は、大使は「第一流」の人物でなければならぬというものであつた。これは英米仏などが國家を代表する人物を講和会議に派遣するのであるから、日本もそれに対抗できる人物を選ぶ必要がある、というのがその論旨であつた。例えば「東朝」はある勅選議員の話として、「中外の声望ある一流の人物を使節として送るは日本の面目上より考ふるも極めて必要なり」と会議での日本の立場を意識した記事を掲載している。第二は世界の潮流を理解した人物でなければならぬというものである。「萬」は社説において、「講和特使は、世界政治の理想と其の新傾向とを理解する大政治家」を選ばなければならないと述べ、「新外交」の思想を理解した人物が大使にふさわしいとしている。以上のように講和大使には世界を意識した資質が要求されている。それでは具体的にどのような人物が候補に挙がっていたのだろうか

うか。新聞に限って言えば、一紙のうち具体的候補者を挙げていゝるものが七紙あり、そのうち実に六紙が野党総裁であるにもかかわらず加藤高明の名を挙げてゐる。加藤を推薦する理由としては、先述した二つの資質に加えて、日独戦争開始時の責任者であること、英國との關係が良好であること、朝野一致して講和にあたる体制になるからといったものが見受けられる。加藤を候補として挙げなかつた「東日」は、會議の重要性に鑑みて一國の代表である原敬首相自らが會議に出席すべきだと述べてゐる。また特使を派遣するかどうか決まてゐない段階においては、駐英大使、駐仏大使といった通常の外交官では力不足であるという主旨の記事が散見された。

こうした論說の中、実際に講和全權の主席に選ばれたのは下馬評にはほとんど名前の上がらなかつた西園寺公望であり、副主席は牧野伸顯であつた。この決定に対して大多数の新聞、雑誌は西園寺の講和大使任命を肯定的に受け取つてゐる。西園寺を評価する理由としては、閥歴、声望において各國代表者に引けを取らない上、西歐の思想を良く理解し、語学力に優れているという点が上げられ、その他に仏國首相クレマンソーと知己であるという理由も見られる。社説において西園寺に強く不満を表したのは「大毎」一紙にすぎず、健康上の不安を除けば、西園寺大使任命は好評であつた。

小 括

以上、講和会議前の各問題に対する新聞、雑誌の論調を検討した。

ドイツ領南洋諸島や山東半島に關しては、その利権を得ることが当然視されていたように「旧外交」的な思想は新聞、雑誌において依然としてその根幹をなすものであつたといえる。だが同時に講和會議そのものについては、世界の平和を確立する會議であるとの認識が概ね共有され、國際連盟に対してもいくつかな不安な点が指摘されたものの、その設立自体に対しては期待が抱かれていた。講和大使に、「世界の大勢」を理解している人物が望まれたこともこうした會議の性格を反映しているといえよう。この時期の特徴を挙げるならば國際連盟などに代表される「新外交」的な思想も確実に日本に浸透しつつあつたということであらう。

二 南洋諸島問題

はじめに

大正八(一九一九)年一月一日、パリ講和會議が開会となつた。同會議における日本の要求は、赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島の併合を主張することから始まつた。日本が当然と考えていたこの要求は、ウィルソンが一四カ条の精神を敷衍して國際連盟管理下の委任統治案を主張したが、オーストラリアは、これに強く反対したため交渉は難航した。同月三〇日、イギリスが提示した妥協案により、南洋諸島は委任統治の形式をとり、同諸島に軍備を施すには一定の制限が設けられたものの、實質的には日本領土としての併合に等し

い形で決着した。五月七日に最終決定がなされ、日本は同諸島の統治権を有するに至った。

本章では時系列に沿って正式決定前の委任統治案に対する肯定意見、否定意見、正式決定以降における反応に注目しながら新聞と雑誌の論調を見ていく。因みに、日本全権は会議の経過内容を一切公表しない「秘密外交」を行っていたため、委任統治の具体的な設定に関する正式な公表はなされなかった。そのため、これらの議論は交渉過程と決定の具体的内容を正確に知った上でのものでなく、憶測や観測に基づくものであることを指摘しておく。

(一) 委任統治容認論

序章で述べた通り、ウイルソンの強い主張により提起された委任統治案は占領国の領有権を認めず、国際連盟の管理のもと指定された国が被占領国の統治を委任するシステムであった。以下、南洋諸島委任統治が正式決定されるまでのうち、最初に少数であるがこれを肯定的に容認する論調を紹介したい。

まず、国際連盟の具体的構成および委任統治の管理方法の明確化という条件を満たした上で委任統治を容認する論は極めて少ないが見られる。例えば「時事」の社説では「いよいよ之(管者注)国際管理の方法を決するに当りては国際連盟及び国際管理の内容に就いて諸国民をして之を理解納得せしむるの適切な手段の必要性を認めざるを得ざるなり」と、委任統治の実態を国民に理解及び納得させる必要性を説いている。「大毎」も同様に委任統治を容認する

前節で紹介した委任統治容認論は少数であり、むしろ同案に対して批判的な見解を示す論調が多数を占めた。例えば「東朝」は、被委任国を国際連盟の管理下におくことは国家間の軋轢を助長するものであると同案のシステムに疑惑の目を向けている。以下同案に対する批判の論拠から四点に分けて紹介したい。

第一に、南洋諸島の軍事的重要性を理由に委任統治よりも領有を主張する論が多い。これらの多くは、英米豪、とりわけ米国の太平洋における勢力伸張に関連させて述べられているものが多い。中でも「時事」は「委任統治とならば敢て恒久的軍備設備となす事能はざれば米國も何等危懼を懐くに及ばざる事となる」と委任統治を利用して日本の軍事的発展を防ごうとする米國の意図を端的に指摘し、米國の行動は「対日戦備論」あるいは「太平洋攻勢」と非難している。「時事」、「東時」、「大毎」はよりこの点について踏み込んで、委任統治において日本の南洋諸島の軍事利用を禁じるのであれば、アメリカもグアム諸島を中心に築城している海軍根拠地を撤廃するか西島の軍事設備の均衡を図るべきなどの主張が見られる。「国民」のように旧ドイツ領と共に、英米も自ら太平洋に所有する諸島を連盟管理下に入れるべきであるとする論を展開していた。

第二に世界の平和、とりわけ太平洋の平和を維持する上において委任統治は無益であると論じている記事も当然多く見られる。「極東及び太平洋の平和の、独り日本に依りて維持せられ、赤道以北の独領群島領有の目的亦実に之に外ならざる」と現実には日本は極東・太平洋の平和を保持するために占領しており、日本の領有を認める

論を展開しながらも、国際連盟の機能及び委任託国に対する改定の詳細によっては将来紛争が醸成されるのではないかと懸念を少し、留保を付している。

次に、ドイツ領植民地が一律的条件下で門戸開放されることを要求する記事が多く見られた。ここで注目したいのは、この記事の大半が委任統治案ではなく同案の規定、権限、運営の一切を統括する国際連盟の方に関心を向け、それを認める条件として門戸開放を挙げていることである。つまり、国際連盟に焦点を当てており、委任統治案の是非を直接的に論じているわけではない。これを踏まえた上で、門戸開放の実現は日本が得られるであろう経済的利益の観点から強調されている。「外時」においては全ドイツ領植民地の豊富な資源が開放され日本の利益になる、と門戸開放の利点を述べ、これら植民地を分割領有するよりも委任統治の下におく方が比較的に門戸開放が実行されやすい故に委任統治には賛成であると論じている。「大朝」では全ドイツ領が門戸開放され、機会均等主義が実現されるのであれば南洋諸島の委任統治はおろか領有権すら放棄してもいいとさえ説いている。

このように委任統治の管理方法の明確化を条件とする容認論、そして全ドイツ領植民地の門戸開放論が散見された。前者に関しては「時事」、後者に関しては「報知」「大朝」「外時」が積極的に論じていた。

(二) 委任統治案に対する批判的意见

べきだと主張して、「此んな事(南洋諸島が委任統治されること)で將來太平洋の平和の保障は如何にして得られるべきか」と委任統治に対して不信感を表すものがその主たるものである。特に「萬」は委任統治が国際連盟の管理下で施行されることを問題視しており、社説においては「無意義」であると断じ、それは「日本の功績を奪はんとする」ものであるとまで述べ、強硬に委任統治に反対している。第三にウイルソンの提唱する新外交を度外視し、目前の利益を重視する論説が若干ながら見られる。例えば「報知」は社説において、日本は南洋諸島を失えば「折角伸びかけたる帝國の手足は、悉く切断せらるるに至るべく、真に憂慮に堪へざるなり」と日本の領土的発展の点から委任統治に不満を表している。この論の中でもとりわけ極論を述べていたのは、「報知」と「国民」である。「報知」は委任統治や民族自決の法則を南洋諸島に適用するのは不可能であり、占領国は戦争の成果として領有する「従来の慣習」を適用すべきとし、「国民」はあくまで南洋諸島の領有権を支持するために「何時にても国際連盟を脱退するの覚悟」を要しているとの極論を呈している。

第四にアジアにおけるモンロー主義を根拠に日本の南洋諸島の領有権を主張する意見が極めて少数ではあるが見られた。「東朝」は、日本が戦時中列国と秘密協定を結んだこと、講和会議で米國のモンロー主義を内包する連盟規約が承認されたことを根拠に、日本の南洋諸島の領有権及びアジアにおけるモンロー主義に列国は異議を挟む理由はないとしている。さらに「萬」ではアメリカの太平洋進出

はモンロー主義に反して侵略行為であるとアメリカを批判している。⁽⁹⁴⁾
このように南洋諸島の軍事的制限への反対、太平洋の平和の確立、⁽⁹⁵⁾
利益の重視、そして日本のモンロー主義の正当性といった根拠から
多くの新聞及び雑誌が委任統治案に批判的であった。とりわけ軍事
的制限と太平洋の平和に寄するとの視点からの批判は多くの新聞・
雑誌で見られ、特に熱心であったのは「東時」、「萬」、「時事」で
あった。日本の利益を重視する論調が見られたのは門戸開放を
主張していた「報知」と「国民」であり、「国民」に限っては委任
統治を管理する国際連盟に対し強硬な反対姿勢を示していた。

(三) 委任統治案の正式決定後における反応

大正八(一九一九)年五月七日、日本が南洋諸島の委任統治国と
なることが正式決定された。この時期以降、南洋諸島に関する記事
は比較的少ない。軍事的制限については今後の条文解釈のしかた
次第であり、統治の実質は評価できるとの積極的容認論を展開した
のは、「時事」と、従前に委任統治は愚策であると批判していた
「東朝」のみであった。⁽⁹⁶⁾「東京経済」や「日本及日本人」のように旧
ドイツ領植民地全てに対して委任統治が適用されたので、日本だけ
が反対することはできないという消極的容認も散見された。⁽⁹⁷⁾
他方、日本が委任統治国に指定されたことは当初の主張からして
当然であるとしながらも、軍事的利用の制限、東洋平和の確立の観
点から見て委任統治案自体に強く反発する意見も見られた。⁽⁹⁸⁾従前に
門戸開放を主張していた「大朝」は、この時期になると軍事的側面

から委任統治案を熱心に批判する姿勢に変じている。⁽⁹⁹⁾すなわち、軍
事利用の可否において差別を設けている連盟規約第二二条に問題が
あるとし、英米が都合よく書き下ろしたものとしか見えないと非難
している。もつとも、連盟規約の内容に欠陥が多いと断じ条約の調
印拒否まで求め、真つ向から委任統治案を非難する「国民」のよう
な極論は極めて少なかった。⁽¹⁰⁰⁾
このように本節では、日本が南洋諸島の委任統治決定に対しては
積極消極を含めての容認論が散見され、他方で日本が委任国に指定
されたことを当然の結果とし、二節で前述した軍備制限、太平洋の
平和などといった観点から問題視し、委任統治案自体を批判する論
調が見られた。

小括

以上、南洋諸島処分に関する各紙の論調を検討した。日本の南洋
諸島の委任が正式決定されるまでの期間、「東京経済」、「時事」、
「外時」といった少数の新聞及び雑誌は、程度の差こそあれ委任統
治案に肯定的な見方を呈していた。だがそれは門戸開放や国際管理
方法の具体化及び明確化を条件に付した容認論であった。同期間
における論調で支配的であったのは日本の南洋諸島の領有を当然視し、
委任統治案には批判的なものであり、その主たる根拠としては南洋
諸島における軍備制限、太平洋の平和の確立、利益の重視、日本の
モンロー主義が挙げられていた。中でも軍備制限への反対と太平洋
の平和の確立が特に問題視され、「国民」のように委任統治案自体

に強硬に反対する論調も若干見受けられた。日本の南洋諸島の委任
が正式決定された後の論調としては、それを容認する論は少数で
あった一方で、日本が委任国に指定されたことを当然であるとしな
がら委任統治自体を批判する論調が多く見られた。

岡義武によれば南洋諸島の帰属問題は日本が提出した他の諸要求
のように紛糾せず、日本の国内世論においてさほど論議に上らな
かったとしている。⁽¹⁰¹⁾確かに他の問題と比較するとその論の量は多く
はないが、本章により同問題は委任統治案を中心に様々な議論を呼
んだ事実を明らかにした。また、岡は南洋諸島を領有するのが当然
であるという議論が若干見られたとしているが、我々が検証した限
りでは賛否は分かれており、その議論は委任統治に対する批判的意
見と並立して論じられていた。さらに委任統治に批判的であった根
拠も多面的に論じられていたことが明らかになった。

三 人種差別撤廃問題

はじめに

南洋諸島問題に次いで議題に上ったのは人種平等案である。同案
は連盟規約本文中に盛り込む形式と、連盟規約前文中に盛り込む形
式で計二回に亘って提唱されたが、いずれも日本の望む結果を得る
には至らなかった。本章では同案に対する新聞、雑誌の論調を、便
宜上講和会議開始後から一度目の否決が行われた大正八(一九一

九年)二月一四日まで、二度目の否決がなされた同年四月一一日ま
で、二度目の否決から講和会議終了後までの三期に分けて分析して
いく。

(一) 講和会議開始から第一回否決まで

この時期は、人種平等案に関する記事は総じて少ないが、人種平
等案は可決されて当然とするものが殆どである。

その理由については以下の通りである。すなわちウィルソンの提
唱した「四カ条の原則や国際連盟の理念に照らして人種平等案は可
決されて当然とするもので、「人種的差別は撤廃されざるべからず。
其れ米国立国の要旨、ウィルソン氏の理想と相容れざるは勿論、国
際連盟の精神に反するに由る」という「報知」の主張はそうした
主張を端的に表していると言える。⁽¹⁰²⁾また、「国際連盟の精神を活かし
ながら真の平和を実現するためには、人種平等案の承認が不可欠で
あるとするものもある。⁽¹⁰³⁾このような主張においては、人種差別が撤
廃されずに国際連盟が設立されたとしても、それは真の平和を実現
したことはない」としており、人種平等案を真の平和構築の土
台と考えていることが分かる。更に議論を進め、日本こそが同案を
提唱するべきであるとの主張も見られる。その背景としては、日本
が講和会議において米英仏伊と共に五大国に列せられたことや、日
本が有色人種を代表する立場にあるとの認識を持っていたことが指
摘されよう。例えば「国民」では、「我が帝国は世界五大強国に列
するの榮譽を与へられ」ているとしながらも、依然として白人種に

よる有色人種差別が行われている現状を受け、「有色人種の兄弟たる貴族として、彼等の現状を等閑に附し去る能はざるなり」として、人種平等案を日本が提唱する意義を説いている。

最後に少数ではあるが、日本は人種平等案を提唱する資格なしとするものもあつた。「東洋経済」の「我國は、世界に向て人種的差別待遇の撤去を要求する前に、(中略)支那労働者の入国禁止を廃止せねばならぬ。否ざる限り、斯くの如き声を挙げる権利はない」とする主張はその一例である。このような主張は「中公」や「外時」などの雑誌において散見された。

以上のように、この時期の報道は人種平等案は当然承認されるべきと主張するものと、同案を五大国かつ有色人種の代表者たる日本が提唱することに賛意を示すものが多く、僅かではあるが、これに反対を主張するものも少数あつた。

(一) 第一回人種平等案否決後から第二回否決まで

同年二月、四日に人種平等案が否決されると、同案をめぐる記事数は大幅に増加する。特に第一回否決直後の二月末や、二回目の採決が近くなる三月末から四月初頭においては、連日のように人種平等案に関する事実報道が伝えられ、論評も多数なされている。記事内容は、大略以下の三つに分けられる。すなわち承認を当然として要求貫徹を主張するもの、同案が否決された原因を国内の容認に求めるものと、国外に求めるものである。

前節同様人種平等案承認は当然視した上で、その貫徹論が強く打ちぬ、夫れには国民的外交の後援が最も必要である」という「大朝」の社説や、「大毎」の「人種問題の経過国民は我委員を後援せよ」という見出しはかかる主張を端的に示している。

人種平等案が否決された原因を国外に求める報道には、日本人移民問題を抱えるアメリカやその大統領ウィルソンに求めるもの、世界最大の植民地大国であつたイギリスに求めるものがある。前者は、ウィルソン主義と人種平等案否決の矛盾を指摘し、アメリカを批判している。またウィルソン個人を偽善者とし、「人種案が握りつぶされた」と批判の矛先を向けているものもある。イギリスについては、同別の批判ではなく、アメリカと一体視した批判が多い。国際連盟が英米主導による専制的なものになることを危惧するものがそれである。

以上見たように、この時期の報道は第一回否決を受けたものが多く見られ、あくまで日本が要求を貫徹することが主張された。また、否決の原因を多岐に亘って考察するものも見られた。

(二) 第二回否決後から講和会議終了まで

人種平等案は四月一日に否決されることとなつた。これを受けた報道は、基本的に前節の内容を受け継ぐ形になっている。但し、記事数は従前に比して増えたり否決直後は連日のように報道が続く。また各紙とも六月初旬までは人種平等案に関する記事が存在する。更に「大朝」、「大毎」、「時事」など各紙で、人種平等案否決に因する特集が組まれている。特集記事が組まれることは前節までで

ち出されるだけでなく、同案が承認されない以上国際連盟を脱退するべきとの強硬論さえ見られた。こうした主張の背景には、世界平和実現に不可欠な人種平等案が欠落した国際連盟は骨抜きであるという認識があつた。貫徹論に関しては、ほとんどの新聞、雑誌で主張されており、「断じて主張を貫徹せよ」というような強い調子で主張の貫徹が論じられていた。国際連盟脱退まで主張する強硬論に関しては全ての新聞、雑誌で見られたわけではなく、「国民」などの一部の新聞や国家主義的な雑誌において見出され、その中には大隈重信による談話も含まれているので、少数意見とはいへ、興味深い。

また、人種平等案否決をめぐる批判の主たる矛先は、講和委員や政府に向けられていた。日本講和委員に対する批判であるが、これは講和委員の交渉の稚拙さや消極的態度が今回の否決を招いたとし、牧野全権等を批判する記事も見られる。また、前述のように二回目の提唱は、連盟規約本文中ではなく前文中に入種平等案を盛り込む内容であつたが、そうした日本講和委員の妥協姿勢に批判の矛先を向けるものもあつた。批判は原内閣自体に対しても行われ人種平等案の提出に十分な準備を行わなかつたことなどが批判されている。

こうした政府批判とは別に、日本国民の国際関係に対する無関心さに警鐘を鳴らす意見も見られる。これは国民がより一層外交に興味を持ち政府を後押しするように、国民の外交意識を喚起することを目的に論じられたものであり、「我が国民は我が派遣特使を管励し之に声援を興へ、東洋人の代表として其の目的を貫徹せしめねばな

は殆どなく、それだけ最終的な同案否決の衝撃が大きかつたことが見て取れる。さらに否決の衝撃は見出しなどからも見て取ることができ、「人種案蹂躪真相」、「人種案非難」、「人種問題妥協案 暗より暗に葬らるる」などの露骨な文言が人種案否決の衝撃を伝えていく。前節において一部の新聞、雑誌で見られた強硬論も広範に論じられるようになり、「報知」のように、これまでは強硬論を主張していなかつた新聞が第二回否決を受けて国際連盟の脱退を主張するようになっている。否決の原因を国内外に求め批判するものも引き続き見られる。そして最後に、最終的に実現されなかつた人種差別撤廃問題の展望についての議論があり、日本がどのように対処していくべきかが論じられている。

まず前述のように、人種平等案可決を当然視する主張や、主張貫徹論、強硬論は従前より引き続き見られる。しかし、その主張のトーンや否決の衝撃は前節よりも高くなつて見ることが見て取れる。例えば、人種平等案の否決を日清戦争当時の三國干渉になぞらえて「再び臥薪嘗胆」と見出しに銘打つものや、今回の否決をポーツマス講和条約以来の失敗とするものが見取れる。そして、ここで新たに見られるのが、亜細亜モンロー主義を標榜していくべきであるとの主張である。これは人種平等案が否決されたにも関わらず、アメリカの主張するモンロー主義の精神が連盟規約中に盛り込まれたことに起因している。このモンロー主義とは、地域の独立性が尊重されるとするもので、国際連盟規約の適用が地域内において留保される可能性を残していた。これにはアメリカの対ラテンアメリカ政

策の意向が反映されていたが、利己的なモンロー主義については主張を貫徹しながら、人種平等案という普遍的な提唱については利己的に否決したアメリカに対して、大きな反響が寄せられることとなる。そうした流れから起こったのが、この亜細亜モンロー主義の主張である。これは亜細亜地域で自らの行く末を決めていくことを念頭に置いたものである。例えば、「既にモンロー主義が規約の条項によりて影響を受けずと決定したる以上は、帝国も亦何ぞ堂々として亜細亜モンロー主義を主張せざる」というような論理である。この主張はあくまで一部の新聞、雑誌においてのみ見られたものであるが、モンロー主義が連盟規約上承認されたことを受け、そこから亜細亜モンロー主義の提唱とその正当化へ向かうという論旨は興味深い。

人種平等案が否決された原因を国外に求める報道も第二節から共通するものであり、英米二国やウィルソンに対する批判が見られる。批判の論旨は基本的に変わらないが、「ウィルソンを憎む」といった感情的な文言が用いられていることから、前回の否決よりも今回の否決のほうがより批判のトーンが高まっていることが、窺い知れる。また、人種平等案に強硬に反対したオーストラリアのヒューズ首相の動向は一貫して報道されていたため、当該期、彼に対する批判も表出されることになる。例えば、『萬』の社説では、「ヒューズ氏は人種平等案の主義に反対したる人として世界の歴史に長く汚名を留むるに至るべし」といった主張がなされている。岡義武は、当時の国外に向けた批判としてアメリカ、ウィルソン批判を挙げている。

人種平等案は当然承認されるという認識と、日本が提唱することに賛意を示す記事が主流であった。日本国内における差別問題を根拠に日本の提唱に反対を不すものはごく少数であったが、こうした主張が最終的な否決後においてもなされていたように、一部では根強く主張される議論であった。一度目の否決後は、日本は人種平等案の提唱を貫徹すべきとする意見が台頭し、そうした意見の中から要求が認められなかった場合の国際連盟脱退を唱えるものも出てくるようになった。日本の国際的孤立を警戒する主張は僅かしかなく、岡義武が述べるように、当時の新聞、雑誌が対外強硬的な立場を取っていたこと、例を示している。また、政府の拙劣な外交手腕や偽善的な英米の姿勢を批判するものもあった。完全否決後においては、従前と同様の議論が展開されたが、用いられている文言や主張に極端なものや、感情的なものが見られるようになり、完全否決の衝撃が強かったことが窺い知れる。人種平等案に対する論評は以後も続くことになるが、徐々に報道の中心は山東問題に移っていくことになる。

四 山東問題

はじめに

講和会議において日本が権益を主張した問題の中で、南洋諸島問題、人種平等案に続いて最後の議題となったのが山東問題であった。

だが、こうした記事からヒューズ首相もこの時期の主要な批判対象であったことが見て取れる。

人種平等案否決の原因を日本講和委員や日本政府、日本国民に求める報道も第二節と同様にある。論旨に確たる差はないが、強いて言えば日本国民や日本社会全体に対して原因を求める主張が増えてくる。そして第五章で見られるような国民の政治への自覚を促す方向へ進んでいく。

最後に、人種の差別撤廃問題の今後の展望についての記事だが、悲観的な見方を示すものが大勢を占めている。英米專制の国際連盟においては、人種差別的撤廃は期待できないとするものである。このような主張は前述の英米批判やモンロー主義と密接に関わっており、人種平等案の否決により国際連盟が英米の勢力伸長の道具になったとしている。こうした主張の一例が『報知』の論説である。「戦後の欧米に平和の新世界が実現されるものと誤信した」とし、「人種案の通過に熱叫したのは此誤解より出発した無駄骨折に過ぎなかつた」と述べ、欧米社会が第一次大戦前と何ら変わっていないという認識を示している。

小括

以上、人種平等案が当時の新聞、雑誌においてどのように報道されたかを検討した。否決前においては人種平等案は当然承認されるべき提唱であるという主張と共に、日本が同案を提唱することに対する賛否の主張がそれぞれあった。記事の軽重について言及すると、

(一) 会議開始から人種平等案の最終的否決までの論調

この事では日本の新聞、雑誌が、講和会議における山東問題をどのように報じたのかを分析する。以下、山東問題の経過を、会議開始から人種平等案の最終的否決まで（一九一九年一月一八日～同年四月一五日）、日本の山東要求が講和会議において最終的に承認されるまで（一九一九年四月一六日～同年五月三日）、その後（一九一九年五月四日～同年七月三日）という三つの時期に分けて系列的に分析する。

この時期においては人種平等案に関心が集中していたため、山東問題に関する記事は新聞、雑誌共に少なく、とりわけ社説で取り上げられることほとんどない。記事は山東問題自体を論じたものと、それに関連した対外批判に大別される。

最初に山東問題自体を論じた記事を分析する。ほぼ全ての新聞、雑誌に共通していたのは、日本の山東要求は当然認められるだろうとの主張である。その根拠となったのが、山東問題は日中条約に基づき二国間の問題であるから解決されるとの見方である。つまり日本は日中条約に基づく正当な権益を要求しているものであり、そもそも山東問題は講和会議においてではなく日中間で解決すべき問題だと主張するものである。またこれと同様に、連合国は中国の主張を支持することはないから、日本の要求は認められるだろうという主張も多数見られた。

一方で、山東要求の実現を当然視するのではなく、そのための具体的な方策を考える記事もいくつか見られた。例えば権益獲得のた

めには、中国や欧米列国が抱いている、日本は侵略的だという誤解をまず解かなければならないとする意見が見られるが、このような主張はごくわずかに散見される程度である。

次に山東問題に関連した対外批判について分析する。その大半は中国に対する批判であり、ほとんどの新聞、雑誌で見られるが、特に激しく批判したのが「大毎」であった。批判の内容としては、中国の要求の不道理を指摘するものと、中国の行動は結局中国の不利益になると論じたものがある。前者に関しては、中国側が日中条約の効力を認めようとしないうちは不当であるとか、日本は山東還附を明言しているのに中国側はわざわざ講和会議で問題として持ち出しているというように、日本の正当性を主張するものや、日本は日中親善を重視し中国の発展に尽力してきたのに、中国は感謝するどころか日本を敵視していると指摘するものが代表的である。また山東問題に関してアメリカに対する批判はあまり見られず、「萬」にアメリカは日中間の問題に干渉し東洋の平和を乱していると非難する記事が見られるくらいであった。

このように当該期においては、日本の山東要求は日中条約に基づく正当なものであるから当然認められるだろうと論じる記事が大勢を占め、そのような主張に反する行動をとった中国を批判する記事が多く見られた。

(一) 人種平等案の最終否決後から日本の山東要求の最終容認までの論調

した。その一方で、講和委員及び政府に奮起を促す記事がこれも多く見られたことは目を引く。他方で、国民の側に奮起を促しその後援によって講和委員を奮励し、要求の貫徹を図れと論じる記事もあった。

次に山東問題に関連する対外批判については、従来からの中国批判が強まる一方、欧米批判も多く見られるようになる。まず中国批判の記事だが、基本的には前節と同じように批判するものが多い。ただしこの時期にはそれに加え、中国に対する反感を露骨に表現する記事も見られる。例えば「東日」は、中国が日本を眼中に置かぬ立ち居振舞で「日支の関係を抹殺し」ていると批判し、中国を「國際的詐欺師、平和の賊」と断罪するなど、強い言葉で非難している。また欧米批判の記事についてだが、アメリカ及びウィルソンに対する批判がほぼ全紙に見られた。代表的なのは、アメリカが「あらゆる機会において日本の勢力を支那より排斥せん」として一所謂モンロー主義を東亞にまで及ぼさんとする「野心を持つ」とするものや、ウィルソンが「表に正義人道の看板を掲げて、陰に不正義人道を働き、他国の権利利益を蹂躪して、自国の利益を拡充せんとする」ことを批判するものである。またイギリスやフランスも批判の対象とする記事があった。英仏は日本と秘密協定を結び日本の山東要求を支持する約束をしていながら、実際は日本に協力していないと批判している。一方でこのような対外批判の中でも、「大毎」は中国を、「萬」はアメリカを批判の主な対象にするという違いが見られたのは注目される。

この時期においては、人種平等案に代わり山東問題が会議の中心的議題となったため、記事量が増える。それらは、山東問題自体を論じたものと、それに関連する対外批判に加え、フィウメ問題に関連付けて論じたものの三つに分けられる。

最初に山東問題自体を論じた記事だが、多くの新聞、雑誌に底流する論調は前節と同じく、日本の山東要求は日中条約に基づいた正当なものであるから日本の主張が認められて当然とするものである。しかし交渉段階においてそれが容易でないことが明らかになると、権益獲得を強硬に主張する記事が目立つようになる。それは「タトヒ原首相の髪が黒くなつても山東の譲歩だけは眞平」のように、山東問題だけは妥協を排して必ず日本の要求を貫徹すべきだと主張するものであり、さらに発展して日本の山東要求が認められなければ講和会議や国際連盟から脱退すべきとか、脱退を覚悟して交渉に臨めとする主張であった。そこに共通するのは、山東問題の失敗を「支那における我特殊的地歩の崩壊」や「東洋の平和を維持すべからざるに到る可き」ものと捉え、同問題を日本の国家存立に関わる極めて重要な問題だとする認識であった。このような強硬論はほぼ全紙に見られたが、特に「大毎」、「国民」、「報知」、「萬」に顕著であった。

交渉が難航するに及び、日本の講和委員及び政府への批判も高まった。講和委員や政府の無能ぶりと優柔不断さを非難する記事が多く、見通しの甘さや準備不足を指摘するものもあった。特に「国民」は、独自の視点を加えて日本の外交関係者を連日のように批判

最後にフィウメ問題に関連付けて山東問題を論じる記事を分析する。日本の新聞、雑誌は、講和会議における懸案であったフィウメ問題を大きな関心を持って報じたが、その多くはフィウメ問題と山東問題の類似性あるいは異質性を論じるものであった。例えば、日本も山東問題に関してはイタリア同様、条約に基づいた正当な要求をしていると論じる記事や、イタリア同様日本も国際連盟を脱退し同問題の解決に資するのが得策であると論じる記事が見られた。これらは日伊の類似性を強調することで自らの要求の正当性をも主張するものであった。その一方で、イタリアの要求は英仏との密約に基づくにすぎないが、日本の山東要求は日中条約に明記された正当なものなので、両者を同列に論じるべきではないとする主張も見られた。これは日伊の異質性を強調することで日本の権益獲得の正当性を示そうとするものであった。

このように当該期においては、山東問題が容易に解決されない形勢を受けて、日本の要求が認められて当然との主張に加え、権益獲得へ向けて山東要求の貫徹を図る強硬論が盛んに叫ばれたほか、その障害とみなされた中国、欧米、そして日本の講和委員及び政府らに対する批判が多数見られた。またフィウメ問題に関連付けて山東問題を論じる記事も見られたが、これもその多くは日本の権益獲得の正当性を示そうとするものであった。

(三) 日本の山東要求容認後の論調

この時期には山東問題の解決に対する評価や検証に加え、同問題

の解決を端緒とした五、四運動や中国の講和会議への調印拒絶などに関連付けて同問題を論じるものが多い。そこで本節では、山東問題の解決を肯定的に評価するもの、解決に至る過程を問題視しこれを批判するもの、中国との関係から論じるものの三つに分けて分析する。

まず山東問題の解決を肯定的に評価する記事については少ないが、大成功とは言えないとしながらも「大に国民の感謝を受く可き値ありと云はざるを得ず」とか「能く国家の面目を維持し得たる我が委員諸氏の勞を多とせざる能はず」と同問題の解決と日本の講和委員に一定の評価を与えるものが見られる。他にも、山東権益の獲得はウイルソンが提起した、四カ条の原則の適用に明確な除外例を作ったと評価する談話などが見られる。

これに対して支配的であつたのは、解決に至る過程を問題視し、これに批判を加える記事である。多くの新聞、雑誌に見られたのは、問題解決は当然のことで、そもそも議論の余地もない問題であつたのにそれを複雑化した講和委員及び政府を非難するものである。つまり山東権益の獲得は当たり前のことで、それを成功としたり、これまでの失敗は帳消しになると考えたりすることは、大きな誤りだとするものである。また山東問題に関して日本の譲歩を疑う記事もいくつか見られた。山東問題が日本の要求通りに解決されたという情報に疑問を呈して日本が譲歩した可能性を指摘し、日本ではなくウイルソンの勝利であると批判するとともに譲歩の概要を発表せよとするものや、譲歩の理由を政府は説明すべきだとするものが見ら

れた。他にも、山東問題の解決は人種平等案を犠牲にして得たものでないかと推測する記事や、同問題が解決したと見るのは早計でこれからの中国との交渉に警鐘を鳴らす記事などが見られた。

一方で問題解決ではなく、より踏み込んで日本の権益獲得自体に否定的な記事が、特定の雑誌にいくつか見られた。とりわけ批判的であつたのは「改造」で、中国との平和的な経済関係がもたらす全体的な利益からすれば、山東権益の獲得は日本にとってむしろ不利なものだったのでないかとの論説や、講和会議においては天然資源の獲得が重要課題であつたのに、些細な山東権益の獲得に拘泥したのは失敗であつたとする論説を掲載している。他にも「中公」や「我等」においても、それぞれの立場から権益獲得に対して否定的な論説が掲載されている。従来の研究では、「中公」や「改造」などが大正期における代表的な思想を扱う雑誌として紹介されることが多いが、これらが山東問題に関しては必ずしも多数派の主張でなかつたことを確認しておきたい。

最後に中国との関係から論じる記事だが、中国の排日運動の広がりや講和会議の調印拒絶という背景を受け中国批判が多い。批判の内容としては従来と同様の批判が多いが、それに加えアメリカに関連付けて中国を非難するものが見られる。そのほとんどは中国がアメリカに操られているとするものであり、例えば排日暴動が起きた直後には「某大國の煽動」、「野心ある外人の煽動」、「陰謀家の煽動」という語を用いて、中国はアメリカに煽動されていると主張している。また中国の講和条約の調印拒絶に対する批判も多くあるが、

中国の行動は不可解であるとし不快感を表明する記事が多い。そして調印拒絶は中国にとって大きな不利益となり国際的にも孤立するだろうと論じている。さらには、中国人あるいは中国講和委員の分別を疑い、交渉の相手として不足であるとの論さえ現れる。このような状況の下で日本が取るべき対応については、今後の成り行きに関わらず宣言どおり山東還付を果たすことを強調するものと、中国が決議に従うまで日本が山東半島を保持するのはやむを得ないとするものがあり、中国との交渉の難しさを根拠に正反対の主張がな

されているのは興味深い。一般的に、「大毎」、「報知」などは中国批判が激しかったのに対して、「大朝」、「東朝」は抑制的であつた。このように当該期においては、山東問題の解決に対して肯定的な評価はあまりなく、むしろ解決は当然のことだとして、そこに至るまでの過程を問題視して批判を加える記事が主流であつた。その中で少数ではあるが、権益獲得自体に否定的な意見が見られたことは注目される。また中国の排日運動の広がりや講和会議の調印拒絶という事実を受け、中国を批判する記事がここでも多く見られた。

なお山東問題に関しては、海外のメディアも高い関心を持って報じていたのは注目するところであり、海外の新聞が山東問題を主に日本に関連してどのように伝えたのか簡単に紹介しておく。分析対象は英米で代表的な二つの英字紙、「Times」と「NYT」とする。

「Times」は日本が山東権益を獲得したことについて、「日本外交全体ならびに牧野個人にとって見事な勝利であつた」と評価し、日本が山東半島の還付義務を果たすことも強調していることから、権

益獲得を支持していたことが窺える。しかし後には、日本が山東権益を獲得し商業的潜在性のある中国へ進出したことは、将来必ず他の欧米列国との争いに転じることになるだろうと論じており、山東権益の獲得を警戒する姿勢が窺えるようになる。

これに対し「NYT」は、日本の山東権益の獲得はアメリカ国内で反発を招くことは必至としながらも、これは他の欧米列国が行つてきたことを日本も行つていすぎないとし、日本を弁護している。また、日本は山東要求が認められない場合に連盟脱退も予測されたことに対して、山東問題の解決により日本が国際連盟に参加することで、領土規範や政治的独立を遵守せねばならなくなることを期待するものや、日本がもし加盟していなかったら、国際連盟は大きな打撃を受けていただろうと論じるものが見られる。ここからは、「NYT」が山東問題の解決とそれに伴う日本の連盟参加を肯定的に捉えるとともに、日本の世界におけるプレゼンスを国際連盟に必要不可欠と考えるほどに評価していたことがわかる。

小括

以上のように、日本の新聞、雑誌が講和会議における山東問題をどのように報じたのかを三つの時期に分けて分析した。会議開始から人種平等案の最終的否決までは、日本の山東要求は当然認められるだろうとする論調が大勢であつたが、日本の要求が最終的に容認されるまでにおいては、権益獲得が意外にも難しい情勢であることがわかり、要求を必ず貫徹させるべきとの強硬論が支配的であつた。

また日本の要求の容認後においては、權益獲得は当然のことだとし、問題解決に至る過程を問題視しこれを批判する論が主流であった。そして各期間を通じて見られたのが、日本の山東要求の実現を妨害しあるいは困難ならしめたと考えられた中国、アメリカや日本の講和委員及び政府らへの批判であった。概括すると、山東問題に關して、わずかの例外を除き日本の新聞、雑誌の底流にあったのは、日本の要求は正当なものだから認められて当然だとする認識であった。

五 國際連盟及び會議全体への評価

はじめに

大正八（一九一九年一月一八日）に開會されたパリ講和會議は、六月一八日のヴェルサイユ條約調印をもって閉會するに至る。日本としては、第一次世界大戰において直接戦禍を経験しなかつたものの、その功績が評価されるはずだという期待をもって臨んだ講和會議であつた。しかし第三章で述べたように、日本の國家としての威信をかけた人種平等案は否決され、日本に大きな衝撃を与えることになつた。講和會議の開始に伴つて見られた國際連盟や新秩序に対する期待、日本も五大國の仲間入りをしたという自負は、講和會議での日本の要求が行き詰まりを見せるにつれ少なくなつていく。そして講和會議後の総括としての報道は、失敗に終わったという不満

とともに欧米列國・日本外交への批判、そして今後の日本に対する批評へと変化していく。本章では「パリ講和會議の評価」として、講和會議全体を通して期待から失望へと変化していく日本の新聞・雑誌の論調を追つていきたい。

ここでは講和會議後を中心としたパリ講和會議の評価を、第一節では日本の自國意識の変化と対外観の変化を、ウィルソンを中心とする欧米列國、國際連盟に焦点を絞って考察し、第二節では、パリ講和會議をめぐる日本外交への評価及び今後の日本の展望に關する報道に分けて分析していく。

(一) 日本の自國意識と対外観の変化

日本の自國意識の変化を追つていくにあたり、まず講和會議前に当時の新聞、雑誌が日本の國際的地位をどのように捉えていたのかを確認しておきたい。一等國の仲間入りを果たし、五大國の一つに数えられるようになっていた状況において、各紙は意外にも冷静に分析している。これを端的に論じているのが「中外」の主幹である内藤民政である。「我日本は世界の二等國と評せられて居る。併し如何に自惚強き愛國者と雖も、我國を以て直ちに英、仏、米諸國と同列に置くほどの勇氣はあるまい」。つまり日本は一等國と称されているものの、英米等とは同等ではないと断じている。確かにこれと反対の認識を示すものもあつたが、多くは内藤と同様に冷静な認識を持っていた。

このように慎重な姿勢を見せていた各新聞・雑誌であつたが、講

和會議開始後、日・英・米・仏・伊の五國による五大國會議が結成されたことでその論調は一変する。會議の重要事項は全てこの會議で決定され、五大國會議は講和會議の中心となつた。日本が五大國會議の一員となつたことで、各新聞には「五大國」という言葉が頻繁に目立つようになる。例えば「大毎」では「世界平和は五大強國の手中にある」といった意見や、「米英中心ではあるが五強國の下である」といったコラムがあり、各紙には共通して五大國として認められた自負や大國としての自信に満ちた論調が見られる。こうして五大國會議の結成により大國としての地位を確信した日本は、白人中心の他の四大國との真の平等を実現しようと、人種平等案を提出する。岡義武が論文で述べているように、人種平等案は日本の「國家的利益」であり、支配層は國際連盟の標榜する國際平和と結びつけてその解決を図ろうとした。ヨーロッパのように戦争の終結から利益を見出せなかつた日本において、その関心は平和回復を保障する新しい國際秩序に対してよりも、人種平等案や利権獲得といった「國家的利益」に向いていく。そうした支配層と同様に、各新聞も大國意識とともに人種平等案や利権獲得への積極的な姿勢を見せる。

しかし三月下旬以降、英・米・仏・伊の四國による協議が始まり、大正八年四月二二日にいわゆる四頭會議が発足したことで上記の大國意識に冷水がかけられる。それまでの自信に満ちた態度から、會議の中心から阻害されたことへの不満が紙面を満ちていく。「除外されたる日本」といった見出しが新聞に見られ、「東日」は社説

において「日本は五大國としてすでに認められてゐながら、重大な四大國首腦會議から除外されたことは侮辱である」と一度五大國に認められながら再び除外されたことに対する激しい憤りや不満が感じられる。後に四頭會議に変化したことは日本の國家威信には關わらない、とする意見も見られるようになるが、四頭會議の決定直後においては、各紙一斉に非難し、自尊心を傷つけられたという感傷的な意見も見られた。そして批判の矛先は、五大國會議において無能さを露呈し、四頭會議の発足に抗議もしない講和大使へと向かつていく。四大國による會議は三月下旬から始まっていたため、人種平等案の難航と共に日本の疎外感は増長されていくことになる。つまり日本の大國意識は四頭會議、人種平等案の難航・否決によって欧米から除外された劣等感へと変化していった。

こうした状況下、欧米列國・ウィルソンに対する評価はどうだったのであろうか。上述の通り、日本の大國意識とともに講和會議に対する期待も変化し、それに伴い欧米列國、ウィルソンの評価も批判的なものになっていく。第一章で見られたように、講和會議前において一部の新聞が来る講和會議は白人中心になってしまふのではないかと危惧していたが、実際に會議が始まると欧米の利己的な態度を目の当たりにすることになる。そして五大國として一度は一括りにされながらも、四頭會議の結成により除外された日本においては、欧米列國に対し利己的であるとの批判が高じていく。とりわけ期待の高かつた人種平等案の否決を受け、欧米、特に全会一致の必要性を主張したアメリカ、さらにはウィルソンへの批判が集中し、

高まりを見せる。アメリカへの批判は、人種平等案に加え、連盟規約において「モンロー主義」除外の留保を行った点について批判がなされる。第三章で述べたように、人種平等案否決に加え、モンロー主義に対しても多くの報道が見られる。アメリカがこの留保を行った当初は、モンロー主義に関する報道はほとんど見られない。またウィルソンがこの留保を主張した時、日本の講和大使はこれに支持したという事実にも見られるように、当初は日本の中国における特殊利益を視野に入れ、比較的肯定する意見も見られる。例えば対外批判が多く見られる「東時」において中野正剛が、アジアやヨーロッパに下渉するアメリカがモンロー主義を主張する点を批判しているのに対し、「太陽」で田中孝一郎慶大教授は、アメリカはモンロー主義を放棄するべきであるが、もし認められるならば日本も東洋のモンロー主義を実施するべきである、と述べている。しかし人種平等案の否決を受け、この点からの批判は高まっていく。例えば同案否決前の「東朝」において「日本の人種平等案、米国のモンロー主義、私の軍事的保障といった要求は其倒れの運命である」と推測されていたが、否決後の同新聞の社説では「米國一人利したる結果となつた」と、実際には人種平等案だけが否決され、モンロー主義は承認されたことに對しアメリカを非難している。このようにアメリカが自国に密接に関わる地域の利益については連盟規約の適用外を要求し成文化しながら、正義人道に立脚する人種平等案には積極的に支持しなかつたことに対して、利己的であるとの批判が多くなされる。また、その他にも、講和会議後に山東半島問題をめぐり、

「美辭を連ねて内容の醜惡を隠そうとするのは英米人の通有性である」など、その外交姿勢を批判している。また、特に四頭會議が発足した四月には批判が集中し、「東時」において若宮卯之助も「英米本位の我儘三昧、ウィルソンは之を称して世界平和の基調となして居る」と英米兩國を批判している。更に英米を「アングロサクソン」と評し、批判する論も表出していた。例えば対外強硬的な意見が目立つ「東日」は社説において、アングロサクソンの利己的本能によって講和會議は英米本位になっていると批判している。その他「報知」紙上においても、大隈重信が英米はアングロサクソン文明によって世界を指導しようとしている、と講和會議における白人中心の状況を批判し、公開外交の原則を打ち出しながら秘密外交を続ける矛盾点を指摘している。

以上のように、ヨーロッパは戦場となった経緯から第一次世界大戦の終結を喜び、世界平和のために新秩序に同意したが、結局「旧外交」体制から抜け出せずにいる利己的な態度であると批判していた。欧米列国やウィルソンに対する評価は、人種平等案の否決を境にその評価は肯定的な態度から否定的な態度へと変化し、アメリカのモンロー主義の承認によって、その批判はさらに加熱していくことになった。

対外観の変化として最後に、国際連盟に対する評価について考察を加えたい。国際連盟に関しては賛否両論に分かれ、講和會議中も最も多く論じられていた。講和會議前は連盟規約の詳細がまだ決まっておらず、日本に不利な条項も存在していなかつたために、国

排日論を展開したアメリカ上院議員の主張が伝えられると、再び排日運動・移民問題と関連させた対米批判が展開された。

次にイギリスに対してもあるが、アメリカ同様議和會議の中心となり、大國であるために利己的主張を行うイギリスを批判している。例えば海上の優越権を保持するためにウィルソンに反発したという意見や、実は人種平等案の否決をはじめ、講和會議はイギリスの指導的外交であつたとの批判もある。また、一方で主権侵害を非としながら他方で日中關係にまで口出しするイギリスの態度を批判している。

次にウィルソンに関してであるが、會議中からウィルソン個人に対する報道が多く見られた。新秩序を提唱し、ヨーロッパの人々の期待を一心に受けたウィルソンであつたが、日本においては講和會議が始まり會議が難航するにつれて否定的な評価へと変化していく。例えば「萬」の「世界信頼的」に見られるような新秩序やウィルソンへの積極的評価は、人種平等案の否決によって変化していく。同案否決後に行われた批判には、モンロー主義の承認に見られるように自國第一主義であり、「化けの皮を剥がした」と痛烈に非難されている。ウィルソンの主張した一四カ条の原則に対しても、「我等」において大山郁夫は「各國の様々な要求のために、当初の原型をどめないものになつてしまつた」という評価を示している。一四カ条の中で実現された国際連盟に対しても、後述するように失望していくのである。

また、第三章で述べたように人種撤廃案に反対した英米を批判し、

際連盟は期待とともに肯定的に捉えられていた。しかしその期待は、講和會議の開始とともに見られた欧米列國の利己的態度や、人種平等案ら日本の要求の難航によって批判に収斂していく。例えば、講和會議前に国際連盟設立を支持していた「大朝」であつたが、国際連盟案が可決された後の社説において、「国際連盟は人類史上特筆に値するの企画たるに相違なきも、其のすべてに徹底を欠き、殊に人種問題を除外し、海洋自由問題を除外せる所、早くも大國の利己の露骨なるものあり」と国際連盟を大國の利己の表出の場と捉え、批判している。同様に国際連盟案の可決を受け、會議開始後から一貫してその役割に対して疑問視する態度を示す「報知」は、「砂上の樓閣也」、「成果疑問」といった見出しに見られるように批判を展開した。さらに第三章で紹介したように、かかる連盟批判は人種平等案の否決を受け、国際連盟からの脱退論さえ唱えられるようになっていく。その他連盟規約に関しては、戦争防止を目的としながら制裁方式に武力を用いている点や、軍備制限を条件とするも実際には欧米が軍拡を続ける点、アメリカを中心として各國で反対が多い点など、当初掲げた理念と実際の連盟規約との矛盾点を衝く指摘がある。

全体を通して国際連盟は本質的に意味がないとする意見がほとんどであり、国際連盟の平和維持機能に対する期待や評価は低い。日本の諸要求の結果が出た後、「東朝」は社説においてアメリカを批判しながら、「国際連盟を自己の私心実現の機關たらしむる如きことあらん乎。連盟なるものその生命や決して長久なることを得ざる

可き也」と述べている。²⁰
以上のように五大国の一つとして国際連盟の中心にならうと意欲をもっていた日本は、英米を中心とした国際連盟の事態に失望していくことになる。

(一) 日本の外交の評価と今後の日本

第一節で述べたように、五大国の一つとして自信を持って講和会議に臨んだ日本は、人種平等案の否決や四頭会議によって自尊心を傷つけられ、各新聞、雑誌においてその反発は欧米、ウィルソン、国際連盟への批判となって表出した。しかしそうした批判の矛先は、時間を経るに従い海外から国内へと向かい、講和会議の失敗の責任を日本外交自体に求める論調へと移行していく。

まず講和会議の失敗の責任は、講和大使に、即ちその人選、個人、外交手腕に帰されることになる。例えば「東時」で中野正剛が一二月の国際連盟草案が決定した時点で、使節を取り代へ、能力を総動員した新たな外交に着手しなかつたことが今回の失敗の原因である」と述べているように、日本の外交の失敗を講和大使に帰する論調が多く、四頭会議で日本が除外された理由も大使の責任であるとされた。具体的な批判において、まず人選に対しては人選を行った原が講和会議について認識不足であったという意見や、党派根性による人選だつたとする意見がある。また、個人に対する批判としては西園寺公望、牧野伸顕に対する批判がそれぞれ存在する。例えば西園寺に対しては、第一章で述べた通りその期待が大きかつたが、結

局中国をうまく丸め込めることもできなかったこと、その消極的態度が批判され、牧野に対しては、発射を全くしないという批判が各紙に見られ、アメリカの事情を勘解していないという意見も見られた。²¹次に講和大使の外交手腕に対しては、筋力不足や消極的態度などを批判したものがあつたが、最も多いのは沈黙を保つ姿勢に対してである。²²これは講和会議開始後から会議中を通して見られる。例

えば日本の正当な権利さえも主張せず、それによって日本の地位を低下させたという意見や、帝国の面目を傷つけたとする意見がある。こうした講和大使に対する批判は、人種平等案の否決を受け、一氣に表出するが、次第にそうした通弊の原因を、日本の官僚政治に求める意見へと発展していく。すなわち、こうした日本の外交姿勢は、国民の実生活を知らず、保身のために政府に従事する官僚体質から生まれたものであるという意見、講和大使の沈黙する態度は官僚政治に淵源があるという意見がその具体例である。また、日本国民に對しても意識変革の必要を説く意見が出され、例えば「国民」は社説において、欧米に比べ日本国民は大志や目標がなく不真面目であると非難している。以上のように全体としてパリ講和会議は失敗に終わったとの認識によって、その責任を講和大使、ひいては官僚政治へと向かい、批判が展開されていく。そして講和会議後においては、国民の自覚を促し、国内改革の必要が声高に叫ばれるようになっていく。²³例えば「大朝」に見られるように、世界のデモクラシーの風潮に対応すべく階級打破や男女平等、労働問題といった諸問題の解決を必要とし、国内改革の促進を求める意見である。それに

対し悲観的な展望を示しているのが「大毎」であり、日本は第二のドイツになつたとする意見が見られた。またその他の新聞・雑誌にも人種平等案の否決を受け、今後もアメリカにおいて排日運動が続くという意見や、国际上孤立の立場を自覚すべきという意見が見られ、また、その中で戦後の経済戦に備えるべきとする意見が見られたことは、戦後経営との関係から注目される点である。これは第一次世界大戦によって形成された英米を中心とする国際政治経済秩序に対し、日本は警戒し対応していくべきという意見である。これは各紙に自主外交的な意見を生み、例えば「日本及日本人」で松岡介石が「英米などに回調せず日本独自で外交問題は解決していくべきだ」と述べているのはその具体例である。さらに将来有望な市場となる中国への欧米の干渉を警戒し、中国との提携をも視野に入れた意見が表出されるようになる。

小括

以上、パリ講和会議の総合的な評価の変遷、論調を分析した。講和会議開始後、各新聞・雑誌には五大国として認められたという大國意識が読み取れた。しかし日本の要求は容易には実現されず、疎外感が増長していき、四頭会議によって五大国から除外されるといふ現実に向ふのである。そして、日本を除外し人種平等案を否決した欧米列国・国際連盟に対する批判が前面に押し出されていく。そしてその批判の矛先は次第に国内に向かい、外交から政府、そして国民にまで及ぶことになる。さらにその中で生まれ、増長された

対外批判は、一部においてアジア、とりわけ中国へと目を向け、日本独自の自主外交論の表出となつていったと考えられる。こうした報道の実態から、講和会議全体を通して日本が期待から失望へと転ずる過程を見出すことができる。

六 風刺画、和歌・漢詩及び広告

はじめに

当該期には、講和会議を扱った風刺画や和歌・漢詩、講和会議に便乗しようとした商品広告が多く見られた。本章は新聞や雑誌に掲載された、これらの情報について取り上げることで同時代の理解の一助としたい。

(一) 風刺画

講和会議前に関する風刺画は雑誌に若干掲載されており、その対象は国内のみならず国外にも向けられている。前者は講和使節の早期決定を要求するもの、西園寺に講和使節を押し付けた原内閣を揶揄したものなど、主として講和大使の人選に対するものが多い。後者にはウィルソンの主張する理想的な永久平和を皮肉つたものが見られた。²⁴

最も多いのは人種平等案に関する風刺画である。新聞・雑誌によって批判の対象は異なるが、国内に対しては講和使節に関するも

のが多い。「東」の風刺画では、講和使節が人種平等案を川に流している姿や、同案が会議の議題に取り上げられているにもかかわらず沈黙を守る講和使節の姿が描かれており、講和会議において日本の重要課題であった人種差別撤廃に失敗し、さらにはそれを隠蔽しようとする日本使節を批判している。一方、「日本及日本人」には国外に批判の対象を向けたものが見られる。日本の提出する人種案にオーストラリアが断固反対しているものや、ウイルソンが人種平等案を踏み台にしているものなどがあり、主に人種平等案否決の元凶とされたオーストラリアとウイルソンに対して批判が向けられている。

切実な懸案であった山東問題についても批判の対象は日本講和使節とウイルソンが中心となっているが、これらに加えて中国も批判の対象にされていることは特徴的である。講和使節とウイルソンに対しては、山東権益を容認したウイルソンをローマ法王にたとえ、それに日本使節が土下座し感謝している画を掲載し、当然の権利であった山東権益を自らの力で日本の権益にしたかの如く振舞うウイルソンの姿を描き批判すると同時に、日本使節の卑屈さを表現している。中国に関する風刺は山東問題を通して排日運動をする中国人を描いたものが見られた。パリ講和会議後には風刺画は掲載されていない。

風刺画からは外交的に未熟な日本講和大使と矛盾に満ちた平和を主張するウイルソンに対して強い反発を示していたことがわかり、それは各新聞、雑誌で程度の違いこそあれ、共通した国内における

見解であった。

(1) 和歌・漢詩

まず講和会議前の和歌・漢詩は講和大使に関するものが目をひく。講和大使は旧型の國際觀を持つものには任せられない、新しい國際的思想を持つ人物を選ぶべきとする和歌や、講和会議では欧米に合わせて國際的に振舞うべきなどとうたう和歌が見られた。人選への注意や大使への要求を投稿で主張していることから講和会議の重要性を国民も理解していたことがわかる。

次に人種平等案については、国内と国外に関するものに分類できる。前者は講和使節に対するものが中心であり、たとえば列強は講和会議に向けて万全の準備をしたのに日本は策の一つもないとし、使節の準備不足を批判している。後者の例としては、國際連盟設立を唱える白人が依然として人種差別を撤廃しないことについて、「文明何文明。正義何正義」と憤り、強く批判しているものがある。この漢詩は「日本及日本人」の題詩として巻頭を飾るものであることから当該雑誌としての主張の部と見ることができよう。

最後に山東問題については、日本は山東問題に関し山東半島の返付を明言しそれを望んでいるし、山東半島返付に関する条約もある、これを中国が講和会議に持ち出してくるのは間違いだとし、中国を批判しているのがみられた。山東問題については講和大使や欧米に対して批判的な詩はみられなかった。和歌・漢詩も講和会議後には掲載されていない。

和歌・漢詩では具体的な人名こそ出てこないが、講話大使と欧米に対する不満・非難が表現されており、この点から風刺画との共通性を見ることができよう。

(2) 広告

講和会議に便乗した広告は戦勝国となった日本を意識したもの、講和会議自体に関連させたもの、第一次世界大戦の終戦を広告に利用しているもの三つに分類できる。以下それぞれ解説する。

戦勝国を意識した広告は歯磨・石鹸などの衛生用品の広告にみられる。たとえば「東日」に掲載されているライオン歯磨の広告は紙面の六分の一ほどの大きさであるが、日本の国旗と旭日旗が交差した画を用いて、「日々愛用せらるるライオン歯磨！ その科学的名声は、諸君の赫赫たる武勲とともに今や既に世界的となれり」とのフレーズを使用し、戦勝国である日本の商品は世界的商品であることを充りに宣伝を行っている。このことから第一次大戦の終結により日本は東洋を代表する国から世界の強国の一員になり、ようやく英米と肩を並べることができたとの意識が窺える。

講和会議自体に関連させたものはホシ胃腸薬の広告にみられる。この広告は紙面の三分の一を占めており、武装した騎士の盾に商品名を書き、「吾は講和せず 飽く迄も戦て敵を殲滅し人生の幸福を擁護せむ 吾が敵は胃腸病」との宣伝文を載せ、講和会議と胃腸薬の宣伝を直接結びつけている。

終戦を意識した広告では、丹の商品広告が目を引く。その内容は

「謹賀戦捷新春」と題し、戦勝と新年を祝うものであるが、「大戦要録」を掲載し連合国と敵国の戦費・動員兵数・戦死兵数等を比較している。この広告は講和会議との結びつきはみられないものの、一面広告であるため、パリ講和会議が開催されるまでの商品広告で最も印象的な広告である。

人種平等案を意識した広告は若下掲載されている。人種平等案についての議論が難航している時期に掲載されたスワン石鹸の広告では、「人種差別撤廃！ 卑劣色も、黄色も、白色もないのです」というフレーズを使用し、人種平等案を否決しようとする各国講和使節を批判していると思われる。ただ、広告の宣伝内容と人種平等案の関連性はなく、広告自体も小さい。また大学日薬の広告は、眼病患者の画を載せ、「人種平等差別撤廃の大目的を貫徹するには文明的優等人種たる要素を具へざるべからず然も吾国民中一千万人のトラホーム患者あるに至つては果たして此主張を裏切るものなきか我大学日薬はトラホームを速治し所有眼病に卓効ある眼科薬中の權威なり」との宣伝文を使用している。この広告は紙面の四分の一を占めており、人種平等案とも関連した文言であるが、同案が完全に否決された第二回否決後に掲載されているため、否決の原因として、日本にも問題があることを暗示させる内容といえよう。なお山東問題に関連つけた広告は管見の限り見られなかった。

最後にパリ講和会議の調印を意識した広告について述べておく。それらは調印自体のものと、講和後に予感されることを示唆したもの、二つに分類できる。前者は金鶴香水のもので、「香水は良い匂

の金鶴香水に決定」と「講和調印決定」の「決定」をかけた宣伝文
を使用している。紙面での扱いはさほど大きくないが調印と香水を
結び付けて商品を出そうという意識が窺える。一方後者は、ク
ラブ歯磨き粉のもので同様の広告が互紙にみられた。この広告は紙面の
三分の一を利用した商品広告であるが、文字のみの異色な広告で、
その内容は「講和は愈々成立せり 而も国事はより益々多端を加へ
んとし国家は諸氏の奮闘的努力を要求す 健康！健康！健康！御
健康の為に朝と食後のクラブ歯磨き粉を忘給ふ勿れ」とし、講和会議終
了後に予想される日本の課題を消費者に示唆させる宣伝を行って
いる。

全体的にみて広告からは、世界の一目になったという自覚を、宣
伝に結びつけようとする姿勢を一貫してみることが出来る。衛生用
品や中将湯の広告はその典型である。ただし講和会議、特に人種平
等案が議論されていた時期は例外的に政治的な面に直接言及した廣
告が掲載されている。

結 語

以上考察してきたように、パリ講和会議に対するわが国の議論か
らは、国際連盟創設に象徴されるような新たな平和構築理念や新秩
序形成に対する期待が表出されるとともに、このような理念とその
提唱者であるアメリカを中心とする欧米諸国の現実の行動との間に
生じた、矛盾と乖離に対する不満が根強く並存したことを明らかに

した。そしてこのような態度の根底に潜むのは、「大國日本」とし
ての自尊心を傷つけられたことへの失望であった。

近代化を成し遂げ、欧米列国とも肩を並べつつあった大正期の日
本は、パリ講和会議という大戦後初の国際会議において、名実とも
に「等國」としての自立を達成したいという希望を持っていた。
このことは第五章において既に明らかにされた通りである。その第
一の目的を達成するための手段が、岡義武の指摘しているような
「実質的国益」の獲得、そして「国際的地位」の確保であった。パ
リ講和会議での日本のこのような諸問題において、前者に当てはま
るのが南洋諸島及び山東権益であり、後者は人種差別の撤廃であっ
た。南洋諸島権益に関しては、連盟による委任統治という日本に
とっては限定的な解決にとどまり、人種平等案に関しては妥協と譲
歩を重ねたものの遂には棄り去られた。こうして国際的地位の確立
に失敗した日本は、国際連盟体制の下に自国を位置づけながらも、
一方ではアジアにおける特殊地位、つまり山東という特殊権益に固
執するはかなかつたのである。

パリ講和会議の諸問題を通じて生まれたこうした国内の不満は、
国際連盟、英米諸国、さらには彼らによって主導、形成されていく
国際秩序へのイメージを傷つけ、不信感を増幅させた。従前、この
時期の当該問題をめぐる言論は、大正デモクラシーを象徴する国際
協調主義によって一括りにされる傾向があった。したがって、本論
が指摘してきたような側面については必ずしも本格的には検証され
てこなかったと言える。第 2 次大戦以降の日本の外交は、ヴェルサ

イユ・ワシントン体制の下で英米協調路線を歩んだが、その底流に
は上記のような不信感が強く潜んでいたのである。

加田哲二は、太平洋戦争時の日本の心理的原因を探求する際、大
正期の日米関係を見直し、満州事変を起点としてそれを論じている
が、大前提を見ない皮相浅薄な見解であると指摘している。昭和戦
前期の日本人の精神をこうした側面から捉えることは意義深く、本
資料集で成された検証と結論は、その淵源を探る上で貴重な示唆を
与えることができよう。

なお、本論文は我々の研究会が毎年発行している「近代日本政治
資料」のうち、本年度発行した「パリ講和会議と日本のマスメディ
ア」を論文形式に改めたものである。紙面の都合上、掲載記事、記
事リスト及び関連年表・史料は割愛した。詳しくは当資料を参照さ
れたい。

- (1) 岡義武「転換期の大正…一九一四—一九二四」(東京大学出版会、
一九六四年)、「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」
〔現代アメリカの内政と外交〕(東京大学出版会、一九五九年)。
- (2) 近年、長谷川雄一編著「大正期日本のアメリカ認識」(慶應義塾大
学出版会、二〇〇〇年)に代表されるように、大正期の言論状況を多
面的に考察する研究が発表されている。

- (3) 日本政府はこれを機に、懸案であった排日移民問題の解決と人種間
戦争の予防をはかろうとしたとされる(池井隆「日本外交史概説」
〔慶應義塾大学出版会、一九九二年〕、前掲「転換期の大正…一九一四
—一九二四」)なおこの点については、人種差別撤廃問題は山東要求

貫徹の手段に過ぎないとする研究もある(例えば藤本博生「パリ講和
会議と日本・中国—「人種案」と日使桐嶋事件」『史料』第五九巻第
六号、一九七六年など)ことを付言しておく。

- (4) 前掲「日本外交史概説」、日本近代史辞典編集委員会編「日本近
現代史辞典」(東洋経済新報社、一九七八年)、小林龍夫「パリ平和
会議と日本の外交」(植田捷雄編「神川先生還暦記念 近代日本外交
史の研究」有斐閣、一九五六年)。

- (5) 欧米列国の主要権益の傾ぶれは以下の通り。(米) ウィルソン大統
領、ランシング國務長官、ハウス大統領顧問、(英) ロイド・ジョー
ジ首相、バルフォア外相、(仏) クレマンソー首相、ピオン外相、
(伊) オルランド首相、ソニーノ外相。

- (6) ロイド・ジョージが提案したスマッツ案に基づくもの(前掲「パリ
平和会議と日本の外交」前掲「神川先生還暦記念 近代日本外交史の
研究」)。

- (7) 前掲「日本外交史概説」、前掲「転換期の大正…一九一四—一九
二四」。

- (8) その理由として、アメリカが日本とは秘密協定を結んでいなかった
こと、二一カ条要求に対するアメリカの印象が悪かったことが挙げら
れる(前掲「転換期の大正…一九一四—一九二四」)。

- (9) 「今次講和会議の特色」(「大朝」大正七年一月、四日付夕刊)。
- (10) 吉野作造「何ぞ進んで世界改造の問題に参りせざる」(「中公」大正
七年二月一日)。

- (11) 例えば、「講和特派大使」(時事)大正七年一月、六日、「講和
会議の段取」(「東朝」大正七年一月、四日)、「講和委員一行」(「国
民」大正七年二月一日)などと同様の認識が見られる。また、こ
れに異つながら反対していたのは「軍縮派」である。当誌は社説にお

いて講和会議の主題は「講和問題」であって、国際連盟などの世界平和については「第一義」であると述べているが、このような考え方はごく小範囲に留まっていた。(「講和問題に就いて朝野の覚悟を促す」)

(12) 「軍備縮小」大正九年一月一日。

(13) 国際連盟のほかに、四カ条の原則のなかで中心的に論じられることが多かったのは、海洋の自由についてであった。例えば、松波仁一郎「海洋自由問題の前途」(「太陽」大正八年一月一日)。

(14) 例えば「萬朝報」の編集長は「NYT」によるインタビュエーに対し、「日本では国際連盟の考えが良く受け入れられていて、日本が望んでいることは人間らしさと平等が存在する永遠の平和である」と答えている。Japanese Cabinet Led by Commoner」(「NYT」大正七年十一月二四七)。

(15) 林毅陸「講和の基礎問題」(「東朝」大正七年二月一日)。

(16) 「講和断片」(「時事」大正七年二月二三日)。

(17) 田中孝一郎「国際連盟と民族主義」(「外時」大正七年二月二五目)。

(18) 特に「国民」は国際連盟を世界の平和を確立するものとして、高く評価している。

(19) 大戦後の形勢」(「国民」大正七年二月二三日)。

(20) 例えば、浅田江村は国際連盟が有効になるためには軍備制限、強制力を持った国際軍隊の創設などが必要だと述べている。(浅田「国際連盟問題」(「太陽」大正八年一月一日)。
その他いくつか条件を羅列しているものとして「講和の基礎問題」(「東朝」大正七年二月二三日)がある。

(21) 「世界的同盟」(「大毎」大正七年二月二七日)。

(22) 「平和連盟か新米橋か」(「上」(「大毎」大正七年二月一日)。

(34) 「平和の新年」(「読売」大正八年一月一日)。

(35) 「植民地配分問題」(「東日」大正七年二月二〇日)。

(36) 例えば、片岡直温「講和問題と日本 東洋平和を眼目」(「大朝」大正七年二月五日)。
林毅陸「講和の気運と日本の地位」(「太陽」大正七年二月一日)。

(37) 例えば、「講和使節を送る」(「東日」大正七年二月二〇日)。

(38) 例えば、口永寛人は南洋諸島を日本が占領しなければ米國に太平洋の船橋を握られてしまうと述べている。(「口永」講和に対する日本の態度及び覚悟」(「外時」大正七年二月一日)。

(39) 例えば、「講和条件を具して委員諸氏に望む」(「亜細亞」大正七年二月一日)。

(40) 第四章参照。

(41) この頃、議論の中心は山東半島のドイツ利権継承についてはなく、日華条約で約束した膠州湾租借地(青島)の返還についてである。若槻礼次郎「南洋は既得権」(「東朝」大正七年一月二〇日)。
寺尾亨「講和と東亞問題」(「日本及日本人」大正七年一月一日)などが主張する。約東どおり支那に返還すべきというものと、「言論」日本講和条件」(「萬」大正七年二月三〇日)などが主張する。青島の領有を主張するものがあるが、前者の意見のほうが比較的多く見られる。

(42) 第四章参照。

(43) 澤柳政太郎「講和問題と日本 適用如何が問題」(「東朝」大正七年一月一八日)。

(44) 同様の論を神戸正雄が「外時」で述べているが、これらは一帯知識人に限られる。(神戸「来るべき講和に於ける我邦の態度」(「外時」大正八年一月一日)。

(45) 「愈々講和会議」(「国民」大正七年二月一四日)。

(23) 「講和に伴う三条件」(「報知」大正七年二月二三日)。

(24) 例えば「国際連盟問題」(「東日」大正七年二月六日)。

(25) 大本軍官「戦支所感」(「東時」大正七年二月一日)。

(26) 武蔵時敵「講和問題と日本 思想の神導」(「大朝」大正七年二月六日)。

(27) 前掲「パリ講和会議におけるアメリカ外交と我園世論」。

(28) 同はその具体例として「講和の根本方針」(「東朝」大正七年二月一〇日)を提示している。

(29) 「国際連盟(中)」(「東朝」大正七年二月二日)。

(30) 例えば、「萬」は社説において、国際連盟の実現は難しく会議で各国の一致を得ることはできないとその実行性を否定しながらも、会議で各国は一切の私心を捨てて世界平和を確立する手段を考えなければならぬと述べている(「言論」平和確保手段」(「萬」大正七年一月一六日)。

(31) 「国際連盟の形成」(「東朝」大正八年一月九日)。
同主旨の記事として、「国際連盟の離間」(「大毎」大正七年二月九日)、「国際連盟の成否」(「大朝」大正七年二月二四日)などがある。

(32) 「主義と適用」(「大毎」大正七年二月二六日)。
同主旨の記事として、「世界文明の幸福」(「萬」大正七年二月二四日)、「前掲「世界的同盟」(「大毎」)などがある。

(33) 例えば「国民」は「国際連盟の主旨は世界の平和と同時に各民族の自由平等主義を確立するにあり」と述べ、人種的差別撤廃を主張している。「連盟と人種的差別」(「国民」大正七年二月三日)。
このほか同趣旨のものとして、「報知評壇 米國の日人観」(「報知」大正八年一月七日付夕刊)、「人種的偏見打破の好機」(「大朝」大正七年一月二〇日)などがある。

(46) 「報知評壇 講和条約如何」(「報知」大正七年二月一四日付夕刊)。

(47) 例えば、堀内文次郎「講和と軍備」(「国民」大正七年二月二八日)。

(48) 例えば、千賀鶴太郎はシベリアにおいて米國が活発に行動しているので我園はなんとしてもシベリアでの米國の伸張を防がなければいけないと述べている。(千賀「講和問題と日本 西伯利問題は重大」(「東朝」大正七年二月二五日)。

(49) 某勸進議員「講和使節誰乎」(「東朝」大正七年一月二五目)。

(50) 「特派大使」(「萬」大正七年二月二二日)。

(51) 例えば、吉野作造は「国民」において「多少の利益は犠牲にしても世界の平和といふ点を考へねばならんから彼等の情勢に通じた人でなければならぬ。この点から見るとマア加藤高明子を推すより外には仕方があるまい」と加藤以外に人材は求められないとしている。(吉野「誰が適任か」(「国民」大正七年二月二四日)。
因みに加藤高明は南洋諸島に関して、日本が水久占領することは当然だと述べている。(加藤「講和問題と人身の帰還」(「国民」大正八年一月三日)。
加藤高明を大使の候補としてあげている新聞は、「国民」のほか、「時事」

「東朝」「大毎」「報知」(「萬」)である。ただしこの場合、外交的な問題のみで加藤が推薦されたと考えられることは早計であり、その新聞が憲政会系の新聞であったか否かという点を考慮しなければならぬ。

(52) 例えば、「講和特派大使」(「時事」大正七年二月一六日)。

(53) 例えば、松波仁一郎「我が国の主張と講和使節」(「中外」大正七年一月一日)。

(54) イギリス紙「Times」は日本で加藤高明が講和大使の候補になっていることに触れ、もし加藤が講和大使になれば野党、致した形になり、日比谷決断事件のような騒動は起ることはないだろうと述べてい

る「Japanese Special Envoy at Conference」[Times] 大正七年一月一日。

- (55) 「首相自ら出馬せよ」(「東日」大正七年一月三日)。
- (56) 例えは、「講和使節の人選」(「東日」大正七年一月一日)。
- (57) 例えは、「東京経済」は社説で述べて、「西園寺侯の如き内閣側の政治家をして之に出席せしむるは適當の処置たるべし」と一定の評価を示している。「講和全權大使の決定」(「東京経済」大正七年一月三〇日)。

(58) 例えは、「講和使節の決定」(「東朝」大正七年一月二十九日)。

(59) 例えは、大岡育造「西園寺侯候補選任」(「中央」大正七年一月二十八日)。

(60) 「大毎」は大正七年二月二十八日、二十九日の社説において、大命を拒否したのに講和大使を引き受けたことを批判し、西園寺が講和大使として適任者かどうかは分からないと疑問を呈した。

(61) 実質的な中心人物といわれた牧野に触れる記事は少なく、西園寺ばかりが扱われる傾向があった。

(62) 南洋諸島に関する詳細は序章を参照。また、パリ講和会議前の南洋諸島に関する新聞と雑誌の反応は第一章を参照のこと。

(63) 条件をつけぬ容認論、すなわち日本は委任統治に反対せずむしろ進んで賛成すべきとの論が例外ながらも存在する。その論は、日本がアメリカと提携共同して、他国とも層層善を保ち、また五大国の一員である以上広大な心を持ち、国際連盟に一点の疑問も持つべきではないとしている(島田三郎「国際連盟を歓迎す」(「東京経済」大正八年四月十九日)。

(64) 「所謂国際連盟」(時事) 大正八年二月六日。

(65) 「分割せらるべき独領植民地」(「大毎」大正八年二月三日)。

ている(桑原朋次郎「米大統領渡欧中の難関並に反口態度」(「東時」大正八年四月一日)。これとは反対に「正義人道自由を景仰せらるるウイルソン大統領閣下は(中略)根本的に太平洋問題を討議するの雅懐を有せらるべし」と、同問題を公平に解決することをウイルソンに期待する論もある(中野正剛「世界改造の巷より」(「東時」大正八年五月一日)。

(73) 高橋作節「一切迫せる南洋諸島問題」(「国民」大正八年二月五日)。

(74) 「独領処分問題」(「萬」大正八年二月二日、前掲「国際連盟と委任統治問題」前掲「世界改造の巷より」などがある。

(75) 「共同管理問題」(「東日」大正七年一月四日)。

(76) 「朝日評壇 喜悲何れぞ」(「大朝」大正八年五月五日付夕刊)。

(77) 「日本は服せず」(「萬」大正八年二月一日付夕刊)。

(78) 磯辺彌一郎「戦時に優る国民の不安」(「日本及日本人」大正八年三月一日)。

(79) 報知評壇「憂慮に堪へず」(「報知」大正八年二月二十二日付夕刊)。

(80) 不來生「群島所有問題」(「報知」大正八年二月一日)。「難関一を越ゆ」(「国民」大正八年五月四日)。

(66) 「南洋独領運命」(「報知」大正八年二月四日)、「南洋処分問題」(「大朝」大正八年三月三日付夕刊、井上龍三「南洋の門戸開放と邦人の努力」(「日本及日本人」大正八年三月一日)などがある。

(67) 米廣重雄「国際連盟規約論」(「外時」大正八年三月五日)。

(68) 「委任統治は愚策」(「東朝」大正八年二月六日)。

(69) 佐藤綱次郎「安政五年は再び来れり」(「東時」大正八年五月一日)。「南洋諸島問題の危殆」(「亜細亜」大正八年四月四日)、「海」(「萬」大正八年二月九日)、「朝日評壇 南洋問題」(「大朝」大正八年五月一日付夕刊)などがある。

(70) 当時オーストラリアのヒューズ首相が、会議や地元紙において盛んに日本の南洋諸島の領有に反対していたことから、オーストラリアの態度に批判的な論調が多く見られる。例えは、日本の領有を帝國主義的「膨張」と批判するのは許せないと述べているものがあり(「海」(「萬」大正八年二月九日)、「同様の論が他の新聞と雑誌に見られる」(「九州排日の謬見」(下)、「大毎」大正八年二月六日)、「牧野義智」(「国際連盟と委任統治問題」(「日本及日本人」一九一九年三月一日)などがある)。

(71) 伊藤正徳「群島と日米離」(「時事」大正八年三月九日)。

(72) もし南洋諸島の領有問題が解決しなければ「日本将来の南下発展と相俟つて必ず誤解偏見の招来」を招く、日本の南下政策に支障を来す不安を抱く論がある(伊藤正徳「群島と日米離」(下)、「時事」大正八年三月三〇日)。「将来への懸念に留まらず、ウイルソンが「前日の排日論者の操縦に甘んずる」の傀儡であるとし、「ウグ」と南洋」(「大毎」大正八年二月一日付夕刊)、「ウイルソンの排日の態度は「美念慮想に飾られた」の暗い意図の発露」であり、米国のミリタリズムを東方方面に拡大しようとしているとウイルソンを痛烈に批判し

この点のみ一致した見解を示す記事は他にもある(「新南洋と国民の覚悟」(「萬」大正八年五月二五日)など)。

(86) 「排英米思想に就て」(「東京経済」大正八年七月一日)、「独領南洋諸島処分解決」(「日本及日本人」大正八年六月一日)。

(87) 「朝日評壇 南洋問題」(「大朝」大正八年五月一日付夕刊)、「中野正剛「講和会議を日撃して」十九」(「大朝」大正八年五月三日)、「南洋諸島問題の失望」(「亜細亜」大正八年五月三日)。

(88) 「朝日評壇 問題の委任統治」(「大朝」大正八年五月一日付夕刊)。

(89) 序章で前述したとおり、委任統治地域はA・B・Cの三級に分けて、各々異なる委任形式が採られた。

(90) 「講和条約案」(「国民」大正八年五月一日)。

(91) 前掲「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」。

(92) 「米国の移民禁止」(「報知」大正八年二月二日)。

(93) 鈴木誠作「人種問題と国民の大覚悟」(「大日本」大正八年三月一日)や佐藤綱次郎「月曜論壇 差別待遇と日本」(「国民」大正八年三月三日)。

(94) 大竹貞一「増上の苦心 人種問題」(「読売」大正八年二月四日)。

(95) この点については第五章を参照のこと。

(96) 「講和と日本」(「東朝」大正八年一月四日)や前掲、佐藤綱次郎「差別待遇と日本」(「國民」大正八年二月三日)。

(97) 「人種差別撤廃要求の前に」(「東洋経済」大正八年二月五日)。

(98) 吉野作造「人種差別撤廃運動者に与ふ」(「中公」大正八年三月一日)。「講和と日米協商」(「外時」大正八年二月十五日)。また、講和会議開始前であり、少数ではあるが「東朝」や「読光」(転載記事)の新聞紙上において同様の意見を見ることはできる。

(99) 「朝日評壇 余りに不利」(「大朝」大正八年三月四日付夕刊)。「人種差別撤廃」(「中央」大正八年二月二十五日)。「国際連盟規約」(「東日」大正八年二月十八日)。

(100) 「断じて主張を貫徹せよ」(「大朝」大正八年三月二十四日)。「人種差別問題」(「大毎」大正八年二月一日)。「人種平等案の提出」(「東朝」大正八年三月二十九日)。「差別撤廃努力」(「萬」大正八年三月一日)。

(101) 大隈重信「寧ろ連盟を脱退せよ」(「國民」大正八年四月六日)。「國家興亡の機に臨みて國民の決起を促す」(「軍細亞」大正八年四月十四日)。一方「時事」では二回目の提唱も否決される見込みが濃厚な状況下、日本が国際的孤立への道を進まないように警鐘を鳴らしている。「無差別」(「時事」大正八年四月一日付夕刊)。

(102) 榎渡逸人「外交組上録」(「東時」大正八年四月一日)。

(103) 「差別停止絶望」(「萬」大正八年三月三日)。「朝日評壇」(「大朝」大正八年三月二十八日付夕刊)。逆に「東朝」では講和委員の奮闘を報じるものが見られる。(「お子さん達は試験中」(「東朝」大正八年三月三〇日)。

(104) 「報知評壇 人種案の提出」(「報知」大正八年三月九日付夕刊)。(105) 前掲「人種差別問題」(「大毎」)。こうした批判は原個人に対して

「調印を拒絶せよ」(「報知」)。
(117) 「世界近事」葬られたる人種案、採用されたるモンロー主義」(「大日本」大正八年五月一日)。
(118) 「モンロー主義と人種平等案(上)」(「大毎」大正八年四月二十六日)。「東洋優越案」(「國民」大正八年四月七日)。

(119) 「利己本能の米國」(「大毎」大正八年四月二十八日)。「人種案は絶望」(「萬」大正八年四月八日)。「時評 ウイルソンを憐む」(「大日本」大正八年五月一日)など。

(120) 「豪州首相の暴論」(「東日」大正八年一月二十七日)。「時評 豪州開放」(「大日本」大正八年二月一日)。「モンロー主義承認」(「東日」大正八年四月二十五日)。「魂滅」(「大毎」大正八年四月十六日)。

(121) 「日本提案絶望」(「萬」大正八年四月十六日付夕刊)。「ウイルソン氏の心事」(「東日」大正八年五月五日)。「日本と列國 豪州首相聲明」(「東朝」大正八年四月二十四日)など。

(122) 前掲「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」。
(123) 長島隆二「世界は遂に現実を去る能はず」(「東時」大正八年八月一日)。「伊藤正徳」(「日本案の敗因(下)」(「時事」大正八年六月二十四日)。

(124) 副島義一「国際連盟の真価」(「東時」大正八年六月一日)。
(125) 松原傳吾「世界の一大皮肉 人種差別案失敗事情(上)」(「報知」大正八年六月六日)。「一方、人種差別撤廃問題の今後に向きなき主張もあり、人種平等案は公明正大なものであるので、これからも主張していくべき」という主張や(「読光」)、主張を繰り返せば、人種差別はいつの日か撤廃されるとする見方もあった(「東時」)。

(126) 吉野作造「渉外的問題に関する不理解」(「中公」大正八年五月一日)。
(127) (128)に同じ。

も行われた(「重大なる過は始まらんとす」(「大毎」大正八年三月一日)。(但し、政府系の新聞「中央」にはそうした政府批判は見られな

い)。

(106) 「人種差別撤廃と労働問題」(「大朝」大正八年三月二十日)。「人種問題の経過」(「大毎」大正八年三月二十五日)。

(107) 「人種問題」(「東日」大正八年三月一日)。

(108) 「朝日評壇 人種案挫潰し」(「大朝」大正八年三月三日付夕刊)。「こうしたウイルソンに対する不信心、失望を報じたものは数多く見られる。例えば、報知評壇 国内事項とは」(「報知」大正八年三月五日付夕刊)、磯邊彌一郎「戦時に優る國民の不安」(「日本及日本人」大正八年三月一日)、「人種差別撤廃と労働問題」(「大朝」大正八年三月二〇日)等である。

(109) 「人種差別問題」(「東日」大正八年二月二日)。

(110) 但し、実際に第二回提唱によって人種平等案が承認されるかについては懐疑的な観測が見られる(馬場恒吾「人種問題絶望」(「國民」大正八年三月一日)。

(111) 中野正剛「講和会議を目標して」(二十四)二十五)「(大朝)大正八年五月九日、五月三十一日付夕刊」。「講和と日本(下中下)」(「大毎」大正八年四月二十四日付夕刊)。「人種平等案敗る(上)」「(中)」「(時事」大正八年六月五日、六月六日)」。その他「國民」「中央」においても特集記事が見られた。

(112) 松原傳吾「人種案撤回真相」(「報知」大正八年七月六日)。

(113) 「人種案葬らる」(「東日」大正八年四月十六日)。

(114) 「人種問題妥協案」(「大毎」大正八年四月三〇日)。

(115) 「調印を拒絶せよ」(「報知」大正八年四月二〇日付夕刊)。

(116) 川島清治郎「再び臥薪嘗胆」(「大日本」大正八年五月一日)。「前掲(128) この時期区分は新聞で報じられた日付を基にしている。

(129) 膠州湾租借地とその他山東省におけるドイツ権益の無条件譲渡並びに青島に専管居留地を設定することを実現した後に、中国に膠州湾租借地を返還するという要求。

(130) 大正四年に締結された、中国政府が山東省におけるドイツ権益の処分について日独政府間で協定する一切の事項を承認することを定めた条約、序章参照のこと。

(131) 「報知評壇 断然拒絶せよ」(「報知」大正八年一月十六日付夕刊)。「支那の地位」(「國民」大正八年二月三日)。「今才嘉幸」(支那の本末転倒)「(大毎」大正八年四月十四日)。

(132) 黒岩周六一対日本形勢重大」(「萬」大正八年二月五日付夕刊)。「世界近事」膠州湾問題と支那全権の態度」(「大日本」大正八年三月一日)。「日本と山東南洋」(「東朝」大正八年四月二日)。

(133) 「牧野男の声明」(「萬」大正八年二月二〇日付夕刊)。
(134) 神戸正雄「対支政策を二変すべし」(「東時」大正八年三月一日)は、日本が誤解されている以上「列國共同管理の下に彼の地位を徐々に邪上するやうに導くこととすべきである」としている。日本の正義感を強調しており、列國共同管理は中国の不利となるがそれは中国が選んだ道であるとしている。

(135) 例えば「支那委員の告白」という中国側に主張をさせた記事が大きく掲載し、当日の夕刊でその主張に対し「ことごとく批判する記事掲載し、日本の正当性や中国の不道理を強調するという手法をとっている(高石「支那委員の告白」(「大毎」大正八年三月一日)、「副代表に教ふ」(「大毎」大正八年三月二日付夕刊)。

(136) 「英紙の所説」(「國民」大正八年二月二日)。
(137) 「青島還付問題」(「中央」大正八年四月一日)。

(138) 前掲「支那の本末転倒」(「大毎」大正八年四月四日)。
(139) 牧野純興「講和会議に於ける支那の排日態度」(「東時」大正八年三月一日)。

(140) 「対米関係不安」(「萬」大正八年四月九日付夕刊)。
(141) このことは、本章を抜いた記事リスト(28)参照)において確認できる。なお、当該期間の雑誌には山東問題を扱った記事はほとんど見ることができない。これは、人種平等案の最終台決後から日本の山東要求の最終容認までの時間が半月程度であり、多くが月刊であった雑誌はこれに対応できなかったためと考えられる。

(142) イタリアはフィウメの併合を要求したが、英米仏が反対して紛糾したため、イタリア全権はいったん本国に引き揚げた。なお、フィウメ問題と国際連盟の関係については序章を参照。
(143) 「帝国決意堅し」(「中央」大正八年四月二八日)、「膠州湾問題」(「時事」大正八年五月二日)。

(144) 「祝詞」(「大毎」大正八年四月二六日)。
(145) 前掲「帝国決意堅し」(「中央」)、「断じて譲る勿れ」(「大朝」大正八年五月一日)。

(146) 「愈々連盟脱退」(「萬」大正八年四月二六日付夕刊)、「国権擁護の秋」(「国民」大正八年四月二七日)。

(147) 不來生「山東問題迫る」(「報知」大正八年四月二七日)。
(148) 小川平吉「慷慨禁する能はず」(「大朝」大正八年五月二日)。

(149) 例えば、「我民族の消長」(「萬」大正八年四月二八日付夕刊)に「青島の問題は我帝國の死活問題なり、我民族の消長問題なり」という表現が見られる。
(150) 「山東を如何せん」(「国民」大正八年四月二六日)、「関和知「山東問題と國論 誤解を氷解せよ」(「東朝」大正八年四月三〇日)。

付するものであると、両者の違いを指摘する談話が見られる(某有力当局「フューメと膠州湾」(「東朝」大正八年四月二七日)。
(164) 五・四運動そのものに対する反応は、本編の趣旨を外れるため割愛する。
(165) 「山東問題解決」(「時事」大正八年五月五日)。
(166) 「山東問題解決」(「大朝」大正八年五月四日)。
(167) 山東問題の解決を高く評価する記事はほとんどないが、「東日」は問題解決の電報を受けて「満点に近い我手柄」と高く評価している(「山東問題決する迄」(「東日」大正八年五月四日)。「一方「出頭没頭」(「日本及日本人」大正八年五月一日)は、要求貫徹の電報が入った途端に、かつては無能と罵った牧野を褒めちぎるとは浅ましいと批判している。
(168) 内藤湖南「痛快なる除外例」(「大朝」大正八年五月一日)。
(169) 「満足の点なし」(「萬」大正八年五月五日付夕刊)、「山東問題の紛糾」(「日本及日本人」大正八年五月一日)。
(170) 「日本の譲歩(上中下)」(「大毎」大正八年五月五日付夕刊)。
(171) 「山東問題譲歩」(「都」大正八年七月三〇日)。
(172) 「朝日評壇 妥協か譲歩か 日本の譲歩」(「大朝」大正八年五月九日付夕刊)、「報知評壇 果して交換也」(「報知」大正八年七月八日付夕刊)。
(173) 「山東問題解決に際し」(「東朝」大正八年五月五日)。
(174) 新聞には総じてこうした論調は見受けられないが、例外として「大朝」は、山東半島という小領土に執着して中国という大きな市場を失ってはならないとの談話を紹介している(藤田栄吉「講和後の日本」(「大朝」大正八年七月七日)。
(175) 神戸正雄「講和後に於ける世界の経済戦」(「改造」大正八年六月一

(151) 「膠州湾の処分(当局の努力を望む)」(「東朝」大正八年四月二四日)。
(152) 講和委員には政府の訓令以外では発言権が無いので外交が遅滞するとしたものや、講和委員間の意思疎通の欠如を指摘するものが見られるほか、曖昧な態度をとり続けているとして野党の憲政会を批判し、内閣の更迭は避けられないとまで言及している。(前掲「山東を如何せん」(「国民」)、「政府問責の急」(「国民」大正八年四月二七日)、「態度不鮮明の憲政」(「国民」大正八年五月一日)。

(153) 前掲「膠州湾の処分(当局の努力を望む)」(「東朝」)。
(154) 某將軍一挙國、致の秋は来れり」(「報知」大正八年四月二〇日付夕刊)、「大隈重信「世論を喚起せよ」(「東朝」大正八年四月三〇日)。
(155) 前掲「帝国決意堅し」(「中央」)、「前掲「膠州湾問題」(「時事」)。
(156) 「山東問題と日支」(「東日」大正八年四月二六日)。「また同一の文章が「大毎」にも見られる(「山東問題と日支」(「大毎」大正八年四月二六日)。

(157) 「利己本能の米國」(「東日」大正八年四月二七日)。
(158) 「公憤の由る所」(「国民」大正八年五月二日)。
(159) 「祝詞」(「大毎」大正八年四月二七日)。
(160) 日本は日中条約と英仏との秘密協定があり、イタリアも英仏とのロンドン密約があるのにも要求が認められず、さらにはイタリアが講和会議から離脱し日本も同様に脱退が予測された状況があった。
(161) 「講和と山東問題」(「読光」大正八年五月一日)。
(162) 「青島問題絶望」(「萬」大正八年四月二九日)。
(163) 「伊太利と日本」(「大毎」大正八年五月二日)、「馬場恒吾「日本の要求」(「国民」大正八年五月六日)。「他にも「東朝」にフィウメ港に比べ山東はこれだけで経済的利益はないし、しかも最終的には中国に還

日)。
(176) 戸田海市「山東問題を説いてウキルソンの政治的自教に迫る」(「改造」大正八年六月一日)。
(177) 吉野作造は、山東問題を利害の調整ではなく「道理の指命」という世界的な新思潮の枠内で解決すべきだと主張している(吉野「山東問題解決の世界的背景」(「中公」大正八年六月一日)。
(178) 大山郁夫は、山東権益の獲得は資本的なのものであるから、国民に成果を誇るような態度は控えるべきだと主張している(大山「内田外相の外交態度の声明」(「我等」大正八年六月一日)。
(179) 中国との関係を重視する立場から山東問題を論じる記事も少見される。例えば、泉野「山東問題に関する日支主張の当否」(「外時」大正八年六月一日)は、山東問題による日中の関係悪化を危惧し両国の親善を唱えている。
(180) 「山東利権の価値如何」(「東京経済」大正八年五月一〇日)、「青島問題と北京の暴動」(「我等」大正八年五月一日)、「排日運動の原因並に其の対応策」(「亜細亞」大正八年七月一日)。
(181) 「俄に騒然たる支那」(「大毎」大正八年五月五日)。
(182) 「冷静なれ支那人」(「東日」大正八年五月六日)。
(183) 「報知評壇 支那情れりや」(「報知」大正八年五月六日付夕刊)。
(184) 「拒絶後の支那」(「萬」大正八年七月九日付夕刊)。
(185) 「支那の調印拒絶」(「大朝」大正八年七月二日)。
(186) 「祝詞」(「大毎」大正八年七月三日)。
(187) 「山東問題成行」(「萬」大正八年七月二六日付夕刊)。
(188) 「青島市宇に迷ふ」(「国民」大正八年七月三日)。「また「報知」にも同様の談話が見られる(加藤高明「還付を要なし」(「報知」大正八年七月一四日)。

(186) 中国との関係を重視する立場から山東問題を論じる記事があり、日中親善に速やかに取り組むべきだと主張するもののほか、中国が抱いている、日本は侵略的だという誤解をまず解かなければならないとするものや、中国との交渉を早期に開始すべきだと主張する記事が見られる(「朝日評壇」支那の主張)〔大朝〕大正八年五月一〇日付夕刊、
「対支政策決定如何」〔東朝〕大正八年七月二日、「朝日評壇」(副題不明)〔大朝〕大正八年七月三日付夕刊)。

(187) 「At Versailles-Kiao-chan」〔Times〕大正八年五月三日。
(188) 「Japanese View of the Disturbance」〔Times〕大正八年六月一四日。
(189) 「Shantung Settlement」〔Times〕大正八年五月二日。
(190) 「Wilson Worked for Early Peace」〔NYT〕大正八年五月八日。
(191) 同上。

(192) 「Japan's Position Strong」〔NYT〕大正八年五月二日。
(193) 先行研究として、岡義武「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」は、当時の日本の新聞、雑誌は、わが国支配層の要求した山東省におけるドイツ権益の譲渡を強力に支持し、世論の高揚に努めたと指摘している。日本の新聞、雑誌が世論の高揚に努めていたかどうかは定かではないが、本章では山東権益の譲渡を強力に支持していたことを確認した。

(194) 内藤民政「国際連盟と中等国家の立場」〔中外〕大正八年一月一日。
(195) 例えは「大正八年」〔東朝〕大正八年一月一日や「日本の針路」〔時事〕大正八年一月一日、からもこのような認識が読み取れる。
(196) 序章参照。講和会議の運営は五大国の代表各一名から成る連合国最高会議(五大国会議)の討議により処理されることになった。
(197) 「五強の責任」〔大毎〕大正八年一月二日付夕刊。

八年四月一日)。

(201) 「国提案除外」〔東朝〕大正八年四月五日。
(202) 「連盟規約修正」〔東朝〕大正八年四月二七日。
(203) 千賀鶴太郎「国際連盟規約と日本の利益」〔太陽〕大正八年九月一日。
(204) 稲原勝治は「外時」において、「米国上院が国際連盟への反対が西部において評判が悪く、評判のよい日本反対を標榜し、山東半島問題への反対を主張してある」と批判している。(稲原「米国上院と山東問題」〔外時〕大正八年九月一日)。

(205) 長島隆「日本の講和外交」〔太陽〕大正八年九月一日。
(206) 前掲「日本の講和外交」〔太陽〕。
(207) 「英米の利己的主張」〔東日〕大正八年三月九日。
(208) 「世界信賴的」〔萬〕大正八年三月四日付夕刊。
(209) 「天無口」〔中央〕大正八年五月一日、五月六日。
(210) 大山郁夫「ランツァウ伯の陳述」〔我等〕大正八年六月一日。
(211) 千賀鶴太郎「連盟は英米の覇道」〔大朝〕大正八年四月三日。
(212) 若宮卯之助「戦後の世界及び世界の日本の一瞥」〔東時〕大正八年六月一日。

(213) 前掲「英米の利己的主張」〔東日〕。
(214) 大隈重信「大國專制の弊を招致する勿れ」〔報知〕大正八年二月九日付夕刊。
(215) 第一章参照のこと。
(216) 同上。
(217) 「国際連盟成る(下)」〔大朝〕大正八年二月十九日。
(218) 例し「大毎」のように国際連盟は日本の国是と、致すると全面的に支持する意見も散見された。「国際連盟規約」〔大毎〕大正八年一月

(219) 「視瀆」〔大毎〕大正八年二月二日。
(220) 例えは「大毎」ではパリからの通信士により二月五日に「羨望の的なる日本人」として地位を確立したと伝え、二月七日には「五大国として裁定権を揮うのが愉快」とさえ述べている。(羨望の的となる日本人)〔大毎〕大正八年二月五日、「講和の難関」〔大毎〕大正八年二月七日付夕刊)。

(221) 岡義武はわが国の支配層の関心は新秩序の創設よりも「国家的利益」の確保にあったとしている。(前掲「パリ平和会議におけるアメリカ外交とわが国世論」)。
(222) 序章参照。三月下旬から英・米・仏・伊四国の主席全権による非公式討議(四頭会議)が最高決定機関となった。
(223) 「除外されたる日本」〔東日〕大正八年四月二日。「除外されたる日本」〔大毎〕大正八年四月二日。

(224) 「巴里會議と日本」〔時事〕大正八年五月二日。
(225) 例えは「国民覚醒の機」〔東朝〕大正八年四月二六日。
(226) 「首腦的地位の失脚」〔國民〕大正八年四月二〇日。
(227) 部では除外されたいことに対して「欧州局部の領土問題に、今回の大戦に出兵もしてゐない日本が其の渦中に投ずるが善いかは疑問である」とする意見もある。(米田実「対独講和案を説く」〔中公〕大正八年六月一日)。また、ここで海外の日本に対する評価を比較してみると、「Times」は「日本はわずかな犠牲に対して多大な利益を得た数少ない交戦国である」とし、その評価は対照的であるといえる。
[High Price in Japan]〔Times〕大正八年七月七日。

(228) 中野正剛「奇怪なる米人の心理と新思潮」〔東時〕大正八年三月一日。
(229) 田中幸一郎「国際連盟と米國モンロー主義との關係」〔太陽〕大正八年四月一日)。

(230) 「報知評壇 砂上の樓閣也」〔報知〕大正八年二月十九日付夕刊。
(231) 「成果疑問」〔報知〕大正八年二月九日。
(232) 「国際連盟成る(上)」〔大朝〕大正八年一月一八日。
(233) 某將軍「国際連盟の価値」〔説苑〕大正八年五月三日。
(234) 「修正連盟規約案」〔大毎〕大正八年五月二日。
(235) 「国際連盟の要件」〔東朝〕大正八年五月二日。

また、国家主義系の雑誌である「世細画」は社説において「世界平和の実現のために成立した国際連盟の内実は十二強国の野心のために作られたもので、それはかへつて弱小国を痛めつけ、將來の国際紛争の種を蒔いたにすぎない」と国際連盟自体を意味のないものと痛烈に非難し、「世界識者中欧州戦乱の終息は、時の中日和に過ぎず、次に來るべきは全世界の大乱にありとなすもの妙なきにあらざるは、これ実に現時に於ける国際間の情勢なるを忘るべからず」と述べ、戦後の世界秩序の混乱を予想し警戒すべきだという認識を示している(「講和の一段落と我々の成績」〔世細画〕大正八年九月一日)。この主張は国家主義系の雑誌で強硬論であるが、それ以外も総じて同様の批判的論調を示している。但し、少数ではあるが講和会議前から吉野作造のように国際連盟を積極評価している意見も見られる。しかしこうした主張は同時代の中では少数の意見であったと考えられる。(吉野「最近の感想」〔我等〕大正八年八月一日)。

(236) 中野正剛「旭日旗影薄し」〔東時〕大正八年五月一日。
(237) 例えは「我委員影薄し」〔萬〕大正八年四月一日夕刊。
(238) 「其の機を逸す」〔萬〕大正八年一月六日。
(239) 憲政某領袖「講和方針を語る」〔東朝〕大正八年四月一八日。

- (240) 水井柳太郎「西園寺侯不評判」(『萬』大正八年七月三日)。
- (241) 「全世界に恥を轉し囁したる我講和委員の無能ぶり」(『報知』大正八年七月二日)。
- (242) 「國際連盟は色狼案を」(『萬』大正八年二月十五日)。
- (243) 例えは「日本誤解する」(『萬』大正八年一月三十一日付夕刊)。「報知評壇 大使の大失態」(『報知』大正八年一月三十一日付夕刊)。「講和委員の沈黙」(『東日』大正八年三月二七日)。
- (244) 「日本依然除外」(『萬』大正八年七月二日付夕刊)。
- (245) 「講和委員の沈黙」(『東日』大正八年三月二七日)。
- (246) 馬場恒吉「改造の叫び」(十六) 官僚打破」(『國民』大正八年七月七日)。
- (247) 水井柳太郎「時代錯誤の外交」(二) (『東日』大正八年六月七日)。
- (248) 「國民醒めよ」(『國民』大正八年五月十四日)。
- (249) 「講和後の日本 國民の努力を要す」(『大朝』大正八年七月二三日)。
- (250) 例えは、こうした国内改革を求める動きは講和会議を見聞した政界人、ジャーナリストにより官僚外交の打破を一つの目的とし、改造同盟等の団体が結成されたことは、その象徴である。大正期革新派に関しては、伊藤隆「大正期「革新派」の成立」に詳しい。(伊藤隆「大正期「革新派」の成立」稿書房、昭和五年、七四―一九四頁)。
- (251) 「世界的増まれ児」(『大毎』大正八年七月三〇日)。
- (252) 前掲「國際連盟規約と日本の利害」(『太陽』)。
- (253) 「日本國民の覚悟」(『萬』大正八年四月一八日)。
- (254) 「露骨なる經濟戰」(『國民』大正八年六月二五日)。
- (255) 松岡介石「何に賛今に見る」(『日本及日本人』大正八年五月五日)。
- (256) 田中幸一郎「日支提携の要」(『解放』大正八年八月一日)。
- (257) 「巨大な馬には誰れが乗る」(『日本及日本人』大正七年二月一日)。
- (258) 「苦しい時は親を出せ」(『日本及日本人』大正七年二月一日)。
- (259) 「強い眞柱」(『日本及日本人』大正七年二月一日)。
- (260) 「何もかも流してしまふ」(『萬』大正八年四月二五日)。「見よ我が委員の紳士的態度を」(『萬』大正八年五月一日)。
- (261) 「頑固なおぢさん」(『日本及日本人』大正八年四月二五日)。
- (262) 「最近出現した妙な神様」(『日本及日本人』大正八年五月二五日)。
- (263) 「新しき羅馬法王」(『東時』大正八年六月一日)。
- (264) 「時事」大正八年七月一日。
- (265) 「旧思想の残骸をおひあへく者らに世界の日本をゆだねてよけむや」(信・『日本及日本人』大正八年一月一日)。
- (266) 「國際の舞台に立ちては心して異國の人情風俗に化せよ」(祖国と平和・『日本及日本人』大正八年一月一日)。
- (267) 「列邦戦後念艱難。準備勞心久已完。大息我邦無一策。廟廊幾歲事儉安。」(無一策・『日本及日本人』大正八年五月二五日)。
- (268) 「白人遇黄人。殘虐莫不至。民種設差別。獨口計吾利。維遜唱聯盟。其意在平和。差別不能撤。人道欲如何。羊頭賣狗肉。提案總虛偽。文明何文明。正義何正義」(題詩・『日本及日本人』大正八年四月二五日)。
- (269) 「我還青島意昭明。況有兩邦盟已成。華人故上講和議。口唱善鄰心未誠」(心未誠・『日本及日本人』大正八年五月一日)。
- (270) 「内のスペースは宣伝文の改行を表している」。
- (271) 「東日」大正七年一月二三日。
- (272) 「萬」大正七年二月二四日、「說亮」大正七年二月二八日、「時事」大正七年二月三日。
- (273) (270)に同じ。

- (274) 「都」大正八年一月一日、「報知」大正八年一月二日、「時事」大正八年一月六日。
- (275) 「大朝」大正八年三月二三日。
- (276) 「都」大正八年四月、四日、「報知」大正八年四月三三日。
- (277) 「報知」大正八年六月二九日、「都」大正八年六月三〇日。
- (278) 「東朝」大正八年七月三日、「大毎」大正八年七月四日、「都」大正八年七月六日、「說亮」大正八年七月六日、「東日」大正八年七月七日。
- (279) (270)に同じ。
- (280) 加田哲二「近代日本人の性格」(『文藝春秋』新刊、一九五二年)
- (281) 玉井清研究会編「近代日本政治史料のバリ講和會議と日本のマスマスデア」(二〇〇四年)

玉井研究会、〇期生

岩沢 和美	大穂 菜央	金生 直子	神山 甫
河合 康一	倉重 勇太郎	小高 孝直	佐藤 和美
城田 洋子	中力 久美子	辻石 麻紀	戸田 雄太
水島 雄介	布川 舞	宮崎 敏平	村田 祐介

(以上一七名)